

令和 2 年

# 第 3 回臨時会連合審査会会議録

令和 2 年 5 月 2 0 日

田 上 町 議 会

令和2年第3回臨時会  
連合審査会会議録

---

---

- 1 場 所 大会議室
- 2 開 会 令和2年5月20日 午前10時54分
- 3 出席議員
- |    |         |     |        |
|----|---------|-----|--------|
| 1番 | 小野澤 健一君 | 8番  | 椿 一春君  |
| 2番 | 品田 政敏君  | 9番  | 熊倉 正治君 |
| 3番 | 藤田 直一君  | 10番 | 松原 良彦君 |
| 4番 | 渡邊 勝衛君  | 11番 | 池井 豊君  |
| 5番 | 小嶋 謙一君  | 12番 | 関根 一義君 |
| 6番 | 中野 和美君  | 13番 | 高橋 秀昌君 |
| 7番 | 今井 幸代君  |     |        |
- 4 欠席議員  
なし
- 5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- |      |       |                 |       |
|------|-------|-----------------|-------|
| 町 長  | 佐野 恒雄 | 産業振興課長          | 佐藤 正  |
| 副町長  | 吉澤 深雪 | 保健福祉課長          | 渡邊 賢  |
| 教育長  | 安中 長市 | 地域整備課長          | 時田 雅之 |
| 総務課長 | 鈴木 和弘 | 教育委員会<br>事務局 局長 | 小林 亨  |
| 町民課長 | 田中 國明 |                 |       |
- 6 本会議に職務のため出席した者の氏名
- |        |       |
|--------|-------|
| 議会事務局長 | 渡辺 明  |
| 書記     | 中野 祥子 |
- 7 傍聴人  
新潟日報社 三條新聞社
- 8 本日の会議に付した事件
- |        |                               |
|--------|-------------------------------|
| 承認第 5号 | 専決処分（田上町税条例の一部改正）の報告について      |
| 承認第 6号 | 専決処分（田上町国民健康保険条例の一部改正）の報告について |
| 承認第 7号 | 専決処分（田上町後期高齢者医療に関する条例の一部改正）の報 |

- 告について
- 承認第 8号 専決処分（令和元年度田上町一般会計補正予算（第10号））の報告について
- 承認第 9号 専決処分（令和2年度田上町一般会計補正予算（第1号））の報告について
- 承認第10号 専決処分（同年度田上町一般会計補正予算（第2号））の報告について
- 承認第11号 専決処分（同年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第1号））の報告について
- 承認第12号 専決処分（同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第1号））の報告について
- 議案第28号 令和2年度田上町一般会計補正予算（第3号）議定について

---

午前10時54分 開 会

---

社会文教常任委員長（今井幸代君） それでは、時間少し早いですけれども、皆さんおそろいでありますので、会議を再開したいと思います。

今ほど総務、社文の双方でそれぞれ連合審査の申入れをしたところ、同意が得られましたので、連合審査会の開催を決定いたしましたので、ご報告をいたします。

それでは、連合審査会に入りたいと思いますが、三條新聞社、そして新潟日報社より傍聴の申し出がございますので、許可をしております。

それでは、連合審査会を始めたいと思います。

町長からご挨拶をお願いいたします。

町長（佐野恒雄君） 大変お疲れさまでございます。連合審査会ということで、大変提出議案が多いということで恐縮いたしておりますが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

社会文教常任委員長（今井幸代君） ありがとうございます。

それでは、連合審査会で行います案件は、皆さんのお手元に配付してあります次第のとおりでございます。

それでは、次第の末尾に記載されておりますが、連合審査会では質疑、意見のみで終わり、採決につきましては、それぞれの委員会で採決を行うこととなりますので、よろしくお願いいたします。

最初に、承認第5号を議題といたします。

執行の説明を求めます。

町民課長（田中國明君） それでは、承認第5号説明をさせていただきますので、議案書の27ページからになりますが、よろしくお願いをいたします。田上町税条例の一部改正でございます。

それで、前もって皆様の議案と一緒にお手元のほうに承認第5号から承認第7号参考資料、町民課という小さい字で記載されておりますこの資料が、A4両面の資料がお手元にあるかと思っておりますので、それを見ながら説明のほうさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。よろしいでしょうか。それでは、参考資料の新旧対照表と今ほどの参考資料で説明をさせていただきますので、資料ナンバー65を御覧いただきたいと思っております。よろしいでしょうか。それと、参考資

料のほうですね。お願いします。

まず、第9条の関係になりますが、これにつきましては、固定資産税関係の改正の部分になります。参考資料の②、固定資産税関係というところを御覧いただきたいと思います。真ん中あたりにあるところですよ。

まず、1つ目の丸、中小企業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る軽減措置ということで、この新旧対照表の第9条のところの改正、資料ナンバーでいきますと65、67の部分がここに該当してまいります。内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための措置に起因して、厳しい経営環境に直面しておられます中小事業者等に対して、償却資産と事業用家屋、土地は含まれませんが、この2つについて固定資産税の負担を軽減するという条例改正でございます。

その内容になりますけれども、2020年の2月から10月までの任意の3か月間の売上が前年の同期と比べ30%以上50%未満減少している事業者については2分の1の軽減。それから、50%以上減少している事業者については、その部分については0にするというような内容の改正であります。これが資料ナンバー65のところに書いてあります第61条または第62条というのが、地方税法の附則に今回国のほうが追加したという形で、今説明した内容になるものであります。

それで、その認定を受ける際の方法ですけれども、イメージ図がないので、ちょっとなかなかイメージが湧かないかもしれませんが、まず2021年の来年ですね。来年の1月31日までに認定経営革新等支援機構等というものがございまして、これ何を言っているかといいますと、税務、財務等の専門知識を有し、一定の実務経験を持つ支援機関のことを指すそうではありますが、税理士ですとか公認会計士あるいは弁護士等からその事業者のほうでそちらに申請をして、私はこれだけ売上げが減額しているという確認を受けて、それを取りあえず認定を受けるというような内容になっています。そこから事業者は来年の1月31日までに田上町に申請を上げるということでありまして、田上町はその申請を受けて内容を審査し、減額をするというような制度の内容になっているということでありまして、それがまず1つ目の附則の第9条の改正になります。

次に、第9条の2ということで、資料ナンバー66をまたお開きいただければと思います。ここが参考資料の2つ目の二重丸、生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長という部分になります。ここが資料ナンバー65から66までの改正ということでございまして、内容につきましては現在中小事業者等が新たに

投資した設備につきまして、設備投資後3年間固定資産税を免除の特例をしておるところであります。それが今回の新型コロナウイルス感染症の影響を受けながら、新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、新たに適用対象に事業用家屋と構築物、事業家屋は建物になります。構築物というのは例えば駐車場の舗装であったりとか、その施設、外の側溝であったりとかというのは構築物に該当してこようかと思いますが、それらを新たに品目として追加をするということと、今現在の制度が2021年3月末までとなっているのですけれども、その適用期限をさらに2年間延長していこうということでもあります。ここにつきましては、減少する減収分については全額国費で対応するというような内容になっています。先ほどの軽減のところについても、減収分については全額国費で対応というようになっています。そのような部分を付け加えるということでありまして、田上町としては従来0にしておりますので、これについても市町村で0以上2分の1以下の税率を設定することになるわけですが、田上町としては0というよう形で対応していきたいということでもあります。これらの2つにつきましては、令和2年4月30日から施行されておる部分でございます。

続きまして、軽自動車税の環境性能割の非課税ということで、資料ナンバー66の第14条の2のところでもありますけれども、これにつきましては参考資料の③、軽自動車税関係というところでございまして、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減措置を延長するというものでありまして、現在2020年9月末までに購入された軽自動車、これ中古車も含みますが、環境性能割の税率1%分を軽減しておるところでありますけれども、今回の新型コロナウイルス感染症の影響が拡大する中において、国内の自動車需要を支える観点から6か月間、2021年の3月末までその軽減期間を延長するものということでもあります。これについても、減収分については地方特例交付金により全額国費で補填されるということでもあります。これにつきましても、令和2年4月30日から施行されるという部分であります。

次に、その下、第23条の関係になります。資料ナンバー66の23条の案件になりますけれども、ここにつきましては資料の裏面、④、その他ということを御覧いただきたいと思っております。徴収の猶予制度の特例の創設ということで、ここにつきましては、全協で2回ほど説明をしておりますので、内容についてはご理解いただいておりますけれども、新たに附則でその部分を明確にしたということでもあります。内容等については、さきの全協で説明していたとおりであります。これにつきましても、令和2年4月30日から施行される部分でございます。

それから、資料ナンバー67の第24条のところを御覧いただきたいと思います。新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除特例ということで、これ1ページはぐっていただきますと新たに第25条ということで出てきます。参考資料の①、町民税関係というところの2つ目の丸を御覧いただきたいと思います。イベントを中止した事業者等に対する払戻請求権を放棄した方への寄附金控除の適用ということでございまして、これにつきましてはイベント、文化芸術、スポーツに係る一定のイベント、これについては文化庁が指定をしますので、それら指定されたもののイベントを中止した事業者に対する払戻請求権を放棄した方へ、当該放棄した金額の上限20万円までを寄附金控除の対象としますよという制度を創設したということがあります。これにつきましては、令和3年1月1日施行の部分になります。それから、例えばその上限で20万円ということがありますので、幾ら実際に寄附金控除になるのだというふうな話になるわけですが、基本的に計算方式でいきますと寄附額から最初2,000円を引くと。これみんな一律2,000円引くのですけれども、その残ったの40%に相当する分が税額控除されるということがありますので、20万円の場合、7万9,200円が税額控除されるということがあります。今回町のほうでそれを条例で指定しますから、町のほうの10%を今度そこに加算されますので、町の方としては1万9,800円が税額控除されるというような内容であります。ここについては、文化庁のほうから随時指定、主催者から申請があったものに対して、指定をし、その主催者のほうに納税義務者が、私はそれ払戻ししませんよという手続を行って、主催者から証明書をもって、それを持って確定申告をしていただくというような手続になるというような制度であります。これ制度が新たに創設されたということで、これにつきましては令和3年1月1日施行分になります。

それから、最後になりますが、資料ナンバー68の第26条の関係になります。新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金特別控除の特例というものであります。今現在、消費税率の10%引上げ時に導入された控除期間の特例というのがございまして、それが令和3年12月までの入居に延長をするというような形になります。なかなかこういう状況で工事が進まなくて、今年度は入れるというような部分であったにもかかわらず、それに入れなかったということになりますと、1年損するわけです。本来13年受けれるべきところを12年しか受けられないというような状況が生まれてくるというようなことで、今回そこを1年改正するという内容であります。ただ、その場合に要件が幾つかございまして、1つ目としては、このウイルスの影響によって住宅への入居が遅れたこと。それから、新築の場合は令和2年9月末ま

で、それから中古住宅等の買入れの場合については、11月までにそれぞれ契約を行っていることということ。あとは最終的には令和3年12月末までに入居しなかったら、その特例控除は認めませんよというような密の要件等ございますが、そのような条件をつけて13年で受けられるようにというような改正を今回措置したというような内容であります。これらが今回新型コロナウイルスと関連して新たに改正された改正条例の概要になります。

私のほうの説明は以上で終わらせていただきます。

社会文教常任委員長（今井幸代君） 説明が終わりました。

ただいま説明がありました案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

6番（中野和美君） それでは、イベントに関して質問させていただきます。

文化庁が認めましたものということ、例えばどのようなものがありますでしょうか。

あと、この主催者の証明が必要ということなのですが、主催者が廃業もしくは倒産してしまっている場合はどのような対応になりますでしょうか、お聞かせください。

町民課長（田中國明君） 一応文化庁のほうで例示されているものとしましては、例えば音楽コンサートあるいはエンターテインメント、それから伝統芸能などの公演イベント、それから音楽、博物館、個展、テーマパークなどの観覧イベント、それからプロスポーツの試合あるいはマラソン大会などの参加型スポーツイベントというようなことが今検討されているようであります、例としてそういうのが挙がっております。

それからすみません。後段のもう一つのほうちょっと聞き取れなかったので、もう一度お願いできますでしょうか。

6番（中野和美君） 今回新潟のイベント業者のほうでも億というイベントのキャンセルが出ているそうで、主催者が倒産もしくは廃業している場合、そういう証明書がもらえない場合はどのようなことになるのか、聞かせてください。

町民課長（田中國明君） 特に今現在、そこまでの取扱いのものが出ておりませんので、今のところご返答ができないという状況でありますので、よろしく願います。

4番（渡邊勝衛君） 私のほうから固定資産税の関係のほうで質問させていただきます。

2番目の生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長というところがございますけれども、令和2年度に関してはこれから決められるかと思うの



ですけれども、令和元年度においてどのような実績があったか、ありましたら何件かということ。

町民課長（田中國明君） 今、手元にその資料がありませんので、明確にお答えはできませんが、おおむね今ほどちょっと聞いた、実際に担当しているのはうちなのですから、産業振興のほうを経由して挙がってくるものですから、産業振興のほうに確認したら大体10件程度ぐらいではないかなというふうなお話であります。

13番（高橋秀昌君） この資料のほうで伺いたいのですが、固定資産税関係で黒丸の②のところ、中小企業者が所有する償却資産及び事業用家屋に係る軽減措置についてなのですが、これは国が30%以上50%未満で売上げが減少している者については2分の1、50%以上の者については0ということになってはいますが、田上町の事業者、特に飲食業の人たちが極めて大きな被害を受けているわけなのですが、この方々というのは個人経営の人がほとんどなのです。そうすると、常時経理士などを雇っているかということ、どうもそうではないのではないかと。いわゆる確定申告時に商工会などに依頼をして、それでやっているという状況が実態ではないかなと私は受け止めているのですが、この点で先ほどの説明によれば認定経営革新等支援機構等の認定を受けた者として、弁護士、公認会計士、税理士、計理士がそれに該当するというお話でありましたが、そうすると田上町が仮に50%軽減を適用させるとして、今いる事業者の人たちはそんなに大きな固定資産税を払っていないのではないのかなというのが私の見方なのですが、そこに大きな計理士への負担をかけてでも申告したほうが、被害者の軽減になるのだというなかなか確信が持てないのです。この点はどう捉えているのか伺いたいと思います。

町民課長（田中國明君） あくまでも先ほど私が説明をさせていただきました税務、財務等の専門的知識を有している一つのことを申し上げたものでありまして、商工会を排除しているということではありません。ですので、恐らく高橋委員ご指摘のとおり、なかなかそういう方々というのは、商工会を主に使っておられるのかと思いますが、そういう機関でも十分それに対応できればいいのではないかなというふうなことで考えているところであります。

13番（高橋秀昌君） その点では、ちょっと今すぐでなくて結構ですので、やはり個人事業主が申告する場合、極めてこの事務が難しいと、面倒だということを経営者から聞いています。さらに、そこに弁護士等や難しい計理士などを雇うとなると、常時雇いはもっともっと高いものですが、申告だけでも2万円から3万円はかかるはずなのですよ、最低でも。そうすると、田上町で商工会が全面的に対

応して、安いお金でやってくれるよというふうにやっぱりしていかないと、生きた法律にならないのではないかとこの疑義を持っています。

そこで、税に関する所管の課長が直接そういうことをやるべきかどうかとなると、私は産業振興課も関わって、こうした零細事業主に対してその申告がスムーズにいくように督促もしくは奨励をしていくということが必要ではないかと考えている。この点はいかがでしょうか。2つの課に伺いたい、課長に。

町民課長（田中國明君） その辺まで、今これ4月30日に国会通ったばかりで、うちのほうも事細かい詳細な部分まで実は承知していない部分もありますので、またその辺研究もしながらできる限りのことはやっていければいいかなというふうに考えているところでございます。

産業振興課長（佐藤 正君） 今ほどのご意見でございますが、庁舎の中で町民課、産業振興課の関連を緊急に協議してまいりたいというふうに考えております。

13番（高橋秀昌君） 今の私の意見ではない。意見というのは、反対か賛成が議会ですから、質疑です。いいですか。私が今質疑で確認しておきたいのですが、やはり国が大体用意するというのはなかなか事務が大変なものほとんどなのです。個人だとなかなかできないというのがあります。この法律を活かすためにも、ぜひとも所管する田上町が事業者の声を聞いて、できるだけ簡単に、あるいは苦労なくその申告ができるように手助けをするというのが行政としても必要だと私は感じています。ぜひその方向で頑張ってくださいたいということをお願いしておきたいと思います。終わります。

社会文教常任委員長（今井幸代君） ちょっと関連してになるのですがけれども、今ほど高橋委員からのご質疑ありましたように、今回の補正予算で事業継続緊急支援金等も創設がされまして、そういったところでも売上げ減少等の証明等がなされるだろうというふうに思います。そういった部分を申請した事業所等が重ねてこういったものを申請する場合には、なるべく書類の簡素化や添付書類の簡素化等をしっかりとできるように庁内で協議をして、事業者の皆さんがスムーズに、円滑に申請できるようにしていただきたいなというふうに思います。実際にこの申請がいつ頃からできるようになるのかという、そういった筋道ではないですがけれども、施行されたけれども、実際田上町としてこの申請を受け付けるのがいつ頃からになってくるのか、そのあたりってスケジュール出ているのでしょうか。

町民課長（田中國明君） 今ほどの固定資産税の関係でいえば、令和2年2月から10月までの任意の3か月の期間の売上げということを行っていますから、どの期間が一

番事業所にとって減少した期間になるかというのは、もう少しまた見ないと状況が分からないのではないかなということで考えております。そうしますと、恐らく1月31日までに申告すればいいわけですから、年末あるいは年明けくらいまでが一番多いのかなというふうなことで考えています。ただ、もし今が一番底で出したいということであれば、それはやぶさかではないというふうに考えているところであります。

社会文教常任委員長（今井幸代君） 私の質疑は、この申請はいつから受付が始まってくるのかということを知りたいのです。というのも、既に持続化給付金等を申請している事業所等は、申請できるものは早くもう申請してしまいたいというふうに考えている事業所もおられます。もう既に50%以上減少している事業所等は商工会等の認定を受けて申請ができるわけですから、町としてその申請を受け付けるのがいつからになるのか。まだそういった書類の準備等ができていない状況だと思いますので、その申請はいつから始まるのか。しなければいけないのは1月31日までに申請はしなければならぬが、申請を受け付けるのはおおよそいつ頃になるのかということを知りたいのですが。

町民課長（田中國明君） それはもう4月30日に法が施行になっていますから、もうその段階から受付というふうな形になると考えています。

社会文教常任委員長（今井幸代君） 既に申請ができるという解釈でよろしいのですか。その申請の書類等は既にではでき上がっているのでしょうか。

町民課長（田中國明君） まだその申請書等の内容のものは、国のほうからこういうのがというふうなのはちょっとまだ来てはおりませんが、実際は4月30日にさかのぼってもうできますので、そういうことで答弁させていただきました。

社会文教常任委員長（今井幸代君） 実際に町当局としてそういった申請の書類、申請書等ができ上がって、住民の皆さんたちに申請受け付けますよというふうにアナウンスしていくのか、おおよそいつ頃になるかと、そういうスケジュールというのがありますか。

町民課長（田中國明君） 実はそれぞれ事業者によっては、税理士のほうからもうそういう連絡を受けて、問合せが若干来ている部分もあります。ですので、そういう部分についてどういうふうな、取りあえずホームページなり、「きずな」なりというような形を使って、直近で周知していきたいというふうに考えているところであります。

社会文教常任委員長（今井幸代君） 何かちょっとすっきりしなくて、つまり事業所等

はもう既にこの令和3年度の固定資産税の減免が受けれるという情報は知っているわけです。ただ、町当局として申請書等の書類ができ上がらないと、そういった書類を作ってから皆さん申請してくださいというアナウンスに結局今問い合わせる人もなるのではないのかなと思うのです。そういうふうな町当局として事業所やその個人のほうの申請が受け付けられる、きちんと形が整ってくるのはいつ頃になるのでしょうかということです。

町民課長（田中國明君） それについては、国のほうからそういう申請書等の明示があり次第対応していきたいと考えております。ですので、今日現況現在でまだ明確にその申請はこういうのだというようなのがまだちょっと私確認しておりませんので、それを確認次第対応させていただければと考えております。

13番（高橋秀昌君） 先ほどちょっと落ちていた。こうした国の制度や町の制度を、これ今の町の独自制度ではありませんが、こうした情報を既にホームページで周知しているのかどうかということが1つと、もしなければ一日も早くホームページ等で周知をするのが大事ではないかというのが1つ。

それから、2つ目は、全ての町民や事業所が個人経営者の人たちがインターネットつながっているとは限りませんので、全戸に対して文書で知らせる、そういう活動も非常に大事だと思います。それで、町がホームページ上でこのウイルス対策に対する相談窓口を設置しましたということはホームページ上では出ていますよね。恐らく回覧などでも出ているかなと思っているのですが、ではそこでどういうことを相談できるかというようなことも含めて、個人事業主等が平易に行ける、相談できる、そういうところ、商工会だけに頼るのではなくて、町としても積極的に対応する。困ったときに町も全面的にバックアップするのだという姿勢を示すことが非常に今大事ではないかと思っているのですが、この点はやはり町としての対応をすべきだと考えますが、この点いかがでしょう。

町長（佐野恒雄君） 先ほどから高橋委員おっしゃられるように、商工会任せではなくて、私どもやはりその辺はしっかりと連携した中で、そうした相談に対応できるような体制を整えていかなければならないというふうに考えています。

6番（中野和美君） 軽自動車税なのですが、通常ですと軽自動車税5月末が納税のわけなのですが、市町村によっては1か月ほど期限を延ばしますというような対応をしてくださっているところもあるのですが、田上町はそのようなお話は出ましたでしょうか。会議に上がりましたでしょうか。

町民課長（田中國明君） 期限の延長等は検討をしておりません。

社会文教常任委員長（今井幸代君） 私からまた徴収の猶予制度について質疑をさせていただきたいと思うのですが、国税のほうは税務署のほうに申請をいたしますし、町税のほうは町のほうに申請をしていくというふうになると思うのですが、総務省のホームページを見ると、各地方公共団体向けにその納税猶予の申請書のフォーマットみたいなのが上がっていたりするのですが、町として先ほどの固定資産税の減免の申請の質疑と内容としては一緒になるのですが、いつ頃からそういった形で助成ができるようになってくるのか、それできれいに町としての申請書等ができ上がって町民の皆さんたちにそれが、申請してくださいねというふうな周知がしていけるようになるのかということをお教えいただきたいというふうに思います。

それが1点と。実際に一括納入して、全期一括納入を振替でしていらっしゃる方もいらっしゃるというふうに思います。実際に個人事業主の方から固定資産税等一括振替されてしまって、非常に手本の資金に困っているというような相談を受けておりますので、そういった場合に、本来であればこの納税猶予を使いたかった事業所が一括納入、既に納税をしてしまっている場合の返還というのでしょうか、求めた場合の対応等がスムーズにできるのか、そのあたりの仕組みがどのようになっているのか、改めてちょっとご説明いただくとありがたいですが。

町民課長（田中國明君） 徴収猶予の申請書等については、連休明けでしょうか、ちょっと前にそれぞれ届いておりますので、それについては準備が整い次第それもすぐ対応していきたいというふうに考えているところであります。様式自体は届いておりますので、そのような形で対応していきたいということでもありますし、全期前納された方に対する固定資産税の関係でありますけれども、実質納期がまだ来ていないものを先に納めていただいたというようなことですので、本来であれば、何もないうちであればそのまんま収納させていただくというような形になろうかと思いますが、それは当然うちのほうで全期前納を、相手方の申し出によって全期前納させていただいたものということになりますので。ただ、今ほど言われるような状況がもしあるのであれば、相談に応じたいというふうなことで考えているところであります。

社会文教常任委員長（今井幸代君） 相談に応じていただけるのであれば、そういった相談に応じるという旨を今後「きずな」やホームページ等で周知をしていかれると思いますので、そういった文言も一言入れていただきたいというふうに思います。もう既に振替えて納税してしまった方でも猶予制度を受けられないというふうに勘

違いをしてしまう方が出てはそれはそれでもったいないなと思うので、せっかくある制度を活用したかった方がきちんと活用できるように、そういった部分の周知も加えていただきたいなというふうに思いますので、よろしく申し上げます。以上です。

ほかにご質疑のある方。よろしいでしょうか。

(なしの声あり)

社会文教常任委員長（今井幸代君） ないようですので、承認第5号に対する質疑は終了いたします。

次に、承認第6号を議題といたします。

執行の説明を求めます。

町民課長（田中國明君） それでは、議案書31ページからになります。それでは、先ほどと同様にA4一枚物の参考資料と、それから参考資料のほうで説明のほうをさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

まず最初に、今回国民健康保険税のほうで傷病手当金の支給を追加するということがありますけれども、まずその根拠になりますが、国民健康保険法第58条第2項の規定によりまして、保険者が自主的に条例で定め、実施することができるとされている事務になります。通常であれば保険財政上、相当余裕がある場合等に各保険者で実施されているという事務になるわけですが、今回この手当金の支給に要した費用につきましては、国の緊急的、特例的な措置として全額財政支援を受けることができますことから、国の基準に従いまして実施をさせていただきたいということでございます。

それでは、参考資料69ページからになりますが、よろしくお願ひいたします。その内容については、別紙の参考資料と⑤の国民健康保険税関係というところに記載のとおりでありまして、これは令和2年4月30日から施行をしているという内容のものになります。

参考資料のほう、まず新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金ということで、第8条に追加をさせていただいているものであります。まず、第8条第1項については、その新型コロナウイルス感染症により就労ができなくなった日から起算して4日目から就労ができない期間等について、傷病手当金を支給するという規定をうたっている内容でございますし、第2項につきましては1日当たりの単価の計算方法あるいはその端数処理を規定しているもの。

それから、日額最大単価を定めるものということで、これについては69ページの

一番下段のところになります。標準報酬月額が3万1,000円になると。幾ら給料いっぱいもらっていても、もう通常3万1,000円が限度だよというのがそこに記載されているという内容であります。

それから、1ページおはぐりいただきまして、資料ナンバー70であります。第3項、これについては法律に基づきます支給期間の上限を1年6か月ということで、支給できる期間を1年6か月というものを定めているということでございますし、第4項の部分につきましては、新型コロナウイルスに感染して給与が支給されない人に対しては傷病手当金は支給しないと。ただし、減額された場合など第2項の規定によって算定した額より少ない場合はその差額は支給しますよというような形で、傷病手当金の除外規定の関係をうたっているということでありますし、第5項、第6項につきましては、場合によってはということをご想像されるとあれなのですが、町が会社のほうに傷病手当金を請求し、返還してもらうことありますよという、そういう規定を設けたということになります。

説明のほう以上であります。

社会文教常任委員長（今井幸代君） 説明が終わりました。

ただいま説明がありました案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

13番（高橋秀昌君） ただいま新潟県においては3万1,000円が限度であるということなのですが、これ1日。

町民課長（田中國明君） そうです。1日です。標準報酬月額表というものがございまして、新潟県では第50等級まであるのですが、その標準報酬月額が139万円というふうなことで記載がされておまして、それに基づいて30分の1を掛けますと4万6,333円程度になります。その3分の2ということですので、約3万1,000円が1日の限度になるということになります。

社会文教常任委員長（今井幸代君） ほかにご質疑のある方。よろしいでしょうか。

（なしの声あり）

社会文教常任委員長（今井幸代君） ないようですので、承認第6号に対する質疑は終了いたします。

次に、承認第7号を議題といたします。

執行の説明を求めます。

町民課長（田中國明君） それでは、承認第7号、議案書35ページをお開きいただきたいと思っております。

後期高齢者医療に関する条例の一部改正の関係でありますけれども、ここにつきましては今ほどの国民健康保険条例の一部改正と同様に、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被保険者に、後期高齢被保険者ですね。に傷病手当金を支給するために、新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例がこの4月30日に公布されましたので、同日付で専決処分とさせていただいたものであります。

それでは、資料ナンバー71を御覧いただきたいと思います。新のほうで、第2条第2号のところ、広域連合条例第2条の2の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付という事務を一項目追加をするものであります。

それで、具体的な市町村で行う事務の内容ですけれども、傷病手当金の支給申請書を対象となる被保険者から勤務先の事業主あるいは療養を担当した医療機関から、記入してもらった傷病手当支給申請書を町に提出をしていただきまして、町の町民課の担当のほう、後期高齢の担当のほうで申請書を確認をし、それを広域連合のほうに進達するという事務であります、内容としましては。そのような形でそれを広域連合に送りますと、広域連合がそれを審査しまして支給額を決定し、申請者に決定通知並びに口座へ支払いをするというような内容になっております。ですので、田上町としてはその事務を1つ追加をさせていただくということで、その支給が可能になるということがありますので、よろしく願いいたします。

社会文教常任委員長（今井幸代君） 説明が終わりました。

ただいま説明がありました案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。よろしいでしょうか。

（なしの声あり）

社会文教常任委員長（今井幸代君） ないようですので、承認第7号に関する質疑は終了いたします。

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） では、次に移りまして、承認第8号を議題といたします。

執行の説明お願いいたします。

総務課長。

総務課長（鈴木和弘君） それでは、議案書の38ページからになります。承認第8号です。

めくっていただきまして、令和元年度田上町一般会計補正予算（第10号）についての専決処分をお願いするものでございます。



40ページをお願いいたします。令和元年度田上町一般会計補正予算（第10号）につきましては、歳入歳出それぞれ361万3,000円を減額をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億7,119万1,000円とする内容でございます。

内容については、先ほど町長の提案理由で説明がありましたとおりに、3月議会で新型コロナウイルスの関係で追加ということで提案させていただいた部分の増減整理と、あとそのほかはその後の交付決定あるいは返還金等の不足がある部分について増減整理をさせていただく部分、町の独自支援策でございますけれども、温泉の源泉使用料を減額をするといったのが主な内容でございます。

それでは、45ページをお願いいたします。歳入でございます。15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金につきましては319万4,000円の減額ということでございますが、こちらにつきましては、交付決定に伴いまして減額をさせていただくという内容でございます。

続きまして、15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金でございますが、166万4,000円の追加ということでございます。こちらにつきましては、それぞれ今回新型コロナウイルスの関係で受け入れが決まりましたので、その関係をお願いするものでございまして、1節社会福祉費補助金25万円でございますが、説明欄にありますとおり、特別支援学級の臨時休業に伴いまして、放課後等のデイサービス支援ということで受け入れをお願いするものでございます。

それから、2節の児童福祉費の補助金141万4,000円でございますが、こちらにつきましては、学童保育の関係する経費を受け入れをお願いするものでございます。

それから、16款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金255万3,000円の減額でございますが、こちらにつきましても先ほどの15款国庫支出金、1項国庫負担金で説明いたしましたように、交付決定に伴いまして減額をさせていただく部分でございます。

46ページをお願いいたします。19款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金197万円ということで、今回の不足する財源を財政調整基金から繰り入れをお願いするものでございます。

それから、21款諸収入、5項雑入、2目雑入でございますが、150万円の減ということでございますが、町の単独の独自の支援ということで、源泉使用料を減額するという形になっておりますので、150万円減額をさせていただくといった内容でございます。

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） ただいま説明が終わりました。

説明がありました件につきまして質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

13番（高橋秀昌君） 民生費国庫補助金の中で学童保育費用について141万4,000円と、それから上のほうの特別支援の休業による25万円があるのですが、この交付金の交付率といいますか、実際にかかった費用に対する交付率と、それからこの期間について、計算上いつからいつまでという期間があると思うのですが、これについて説明をお願いします。

保健福祉課長（渡邊 賢君） では、まず特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス事業ということで25万円歳入としてございますけれども、これにつきましては、対象期間としては3月2日から3月25日まで国のほうで示されてございます。それで、交付率としては、国が10分の10ということになってございます。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 次の子ども・子育て支援交付金については学童保育の関係でございますが、これは小中学校の臨時休業に伴う期間ということで3月いっぱい期間となっておりますし、補助率についてはこれも10分の10ということとなっております。

（いつからいつまでの声あり）

教育委員会事務局長（小林 亨君） 3月の臨時休業の期間ということで、小中学校が臨時休業始まってから3月いっぱいの分となっております。

（それいつからいつまでと聞いているの声あり）

教育委員会事務局長（小林 亨君） すみません。3月の3日から3月の31日ということでございます。

13番（高橋秀昌君） その後のことについてもあるのだということだね。取りあえずこの補正ではこの間だけということだね。

総務課長（鈴木和弘君） はい、そのとおりです。

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） では、ないようですので、歳入に対する質疑は終了します。

社会文教常任委員長（今井幸代君） それでは、歳出についての執行の説明を求めます。

保健福祉課長（渡邊 賢君） それでは、議案書の47ページお開きください。歳出でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、3目障害者福祉費でございます。今回188万4,000円

の追加ということで専決処分をお願いするものでございます。

右側の説明欄御覧ください。まず、障害者福祉事業の23節償還金利子及び割引料ということで、国庫負担金返還金163万4,000円というふうにございます。これにつきましては、平成30年度の障害者自立支援給付費国庫負担金返還金につきまして、令和元年の12月議会におきまして予算計上をしておりました。ただ、予算計上した金額が実は誤っておりまして、今回追加で専決処分をしたものでございます。今後このようなことがないように、十分注意してまいります。大変申し訳ございませんでした。

それから、その下でございます。障害者自立支援事業、扶助費の障害児給付費25万円でございます。これにつきましては、歳入でも説明ありましたとおり、このたびの小中学校、特別支援学校等の一斉休業ということで要請がなされたということで、3月2日から3月25日までの間、これは県が示しておるのですけれども、この間の利用分を国として10分の10を補助するということで、25万円追加をお願いするものでございます。

産業振興課長（佐藤 正君） 引き続きまして、4款1項5目新型コロナウイルス対策費でございますが、399万7,000円の減額の専決処分をお願いするものであります。

説明欄右側のほうを見ていただきたいと思えます。中小・小規模企業対策事業ということで399万7,000円の減額でございます。19節負担金補助及び交付金で399万7,000円の減額です。

その下、信用保証協会の保証料の助成でございますが、約299万7,000円の減額であります。これにつきましては、3月定例会におきまして7件、350万円の補正予算を計上させていただいておりましたが、信用保証協会の保証料の助成ということで申請件数2件、50万3,000円の支出がございましたので、残り不用額につきまして減額をさせていただいたものでございます。

それから、その下の雇用調整助成金の申請経費の助成でございますが、100万円の減額ということであります。これにつきましては、同じく3月議会におきまして10件、100万円の補正をさせていただきましたが、この期間3月いっぱい期間までございませでしたので、100万円の減額をさせていただいたものでございます。

続きまして、7款商工費、1項商工費、4目湯っ多里館事業費でございます。150万円の減額の専決処分をお願いするものでございます。

説明欄のほうをお願いしたいと思います。湯っ多里館管理事業ということで150万円の減額でございます。25節積立金150万円の減ということで、観光施設整備基金の

元金の積立金ということで150万円減でございます。歳入でも先ほど総務課長が話ししましたとおり、今源泉使用の減免に伴いまして、それら毎年積み立てを行う予定でございましたが、観光施設整備基金の元金の積立金の150万円につきましても減額とさせていただいたものでございます。

以上であります。

社会文教常任委員長（今井幸代君） では、説明が終わりました。

ただいま説明がありました件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。よろしいでしょうか。

（なしの声あり）

社会文教常任委員長（今井幸代君） ないようですので、それでは歳出に対する質疑は終了したいと思います。

ここで、お昼のため、暫時休憩したいというふうに思います。

午前 11時49分 休 憩

---

午後 1時14分 再 開

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） 定刻前でございますが、皆さんおそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、承認第9号を議題といたします。

歳入について執行の説明を求めます。

総務課長（鈴木和弘君） それでは、議案書の49ページからになります。承認第9号でございます。

50ページ、専決処分ということで、令和2年度田上町一般会計補正予算の（第1号）ということで、4月1日付けで専決をお願いするものでございまして、内容につきましては先ほど令和元年度の専決ということで説明させていただきました。令和2年の3月に追加で新型コロナウイルス関連ということで経費を追加をいたしました。令和2年度につきましても、引き続きそれらの事業に取り組む必要があるということから関連する経費をお願いし、4月1日付けで専決処分をお願いしたというような内容でございます。

51ページをお願いいたします。令和2年度田上町一般会計補正予算（第1号）でございます。歳入歳出それぞれ2,651万5,000円の追加をお願いをいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億2,651万5,000円とする内容でございます。

それでは、56ページお願いします。歳入でございますが、今回の財源につきまし

ては、19款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、こちらのほうから今回必要となる財源2,651万5,000円の繰り入れをお願いするというような内容でございます。

説明以上でございます。

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） 説明が終わりました。

ただいま説明がありました件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

（なしの声あり）

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） ないようですので、歳入に対する質疑は終了します。

社会文教常任委員長（今井幸代君） それでは、歳出についての執行の説明を求めます。

保健福祉課長（渡邊 賢君） それでは、議案書の57ページをお開きください。歳出でございます。4款衛生費、1項保健衛生費、6目新型コロナウイルス対策費でございます。補正額といたしましては2,762万4,000円での追加でございます。

説明欄御覧ください。まず、新型コロナウイルス対策総務事業ということで449万2,000円でございますが、まず職員手当等ということで時間外勤務手当196万8,000円の追加でございます。この事業につきましては、基本的に4月1日から6月30日までということで見込んで計上させていただいております。時間外勤務手当につきましては、保健福祉課分ということで340時間、産業振興課分として60時間、教育委員会分として300時間、竹の友幼稚園分として50時間を見込んだものでございます。

続きまして、10節の需用費でございます。消耗品費の151万4,000円でございます。この内容といたしましては、全戸配布用のコピー用紙であったり、あとマスクです。あと非接触型の体温計、あと消毒液などを計上させていただいたところでございます。

続きまして、11節役務費でございます。手数料の100万円でございます。これにつきましては、庁舎などの公共施設で新型コロナウイルス感染者が万が一発生した場合の消毒作業1回分ということで計上させていただいたところでございます。

続きまして、13節使用料及び賃借料、事務機借上料の1万円でございますけれども、新型コロナウイルス感染症の対策本部の資料等のコピーの使用料を計上したところでございます。

産業振興課長（佐藤 正君） 続きまして、その下になりますが、中小・小規模企業対策事業費ということで2,000万円の補正、専決をお願いするものであります。

18節負担金補助及び交付金で2,000万円になります。信用保証協会保証料の助成ということで1,500万円、それから雇用調整助成金の申請経費ということで助成で500万円です。これにつきまして3月補正で信用保証協会の保証料の助成、それから雇用調整助成金の経費の助成ということで計上させていただきましたが、先ほど冒頭歳入のほうで総務課長から説明がありましたとおり、引き続き新型コロナウイルス関連の関係で取り組む必要があることから、専決をさせていただいたものであります。信用保証協会の保証料のほうは25件、それから下のほうの雇用調整助成金のほうにつきましては50件を見込んでおります。

以上です。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 引き続き、教育対策事業ということでご説明のほうさせていただきます。こちらのほう313万2,000円の追加をお願いするものであります。

内容につきましては、1節報酬261万円。それから、8節旅費12万円。これにつきましては、学童保育の関係の職員の人件費と通勤手当となっております。10節需用費9万9,000円でございます。こちら各学校のほうから各連絡用のコピー用紙代ということで計上したものでございます。11節役務費30万3,000円のほうでございますが、こちら通信運搬費ということで、学校からの連絡用の郵便料ということでこちらの追加をお願いしたものでございます。

続きまして、10款教育費、4項社会教育費、1目社会教育総務費のほうで101万9,000円の減額とするものであります。こちらにつきましては学童保育事業の関係、1節の報酬の関係になりますけれども、新型コロナウイルス対策費に学童保育の人件費のほう一部組替えをしたため、こちらのほうを減額するものであります。

以上であります。

社会文教常任委員長（今井幸代君） 説明が終わりました。

ただいま説明がありました件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

11番（池井 豊君） 最初の保健福祉課の消耗品のところでちょっと聞きます。

マスクとかいろいろという話なのですけれども、1点。マスクとか、消毒液とか、保健師とかそういうのが使うものがちゃんと十分に調達できる状況にあるのかというところを確認したいと思えますし、これ町の職員がそんな使い回しだの、洗濯して使っているだの、そんなようなことがないように、しっかりと備品を与えてもらいたいと思っております。

それから、ちょっとこれとは外れるのですけれども、町長、昨日何か県の建設業協会からマスク5,000枚の寄贈があったというふうにあるところへ出たのですけれども、そういうのは何かこういうときの冒頭の挨拶なんかでちらっと我々に情報提供してもらえると非常にいいと思うのですけれども、町がそういうふうにマスクか何か寄贈を受けている部分というのはどのくらいあるのかということとか、そういうのはそういうふうに職員のあれに使うのか、それともまた病院だの介護施設のほうに使っているのかとか、そこら辺のほうもちょっと関連して聞かせていただければと思います。

町長（佐野恒雄君） 昨日、新潟県建設業協会三条支部からマスクを5,000枚ご寄附いただきました。その前に、コスモ・パワーから500枚、新津興器から300枚ご寄附いただいております。それらについては、保健福祉課長のほうから答弁させます。

保健福祉課長（渡邊 賢君） その他、教育委員会にマスクが4,000枚でしたかね。

（4,000枚ってどっかららっての声あり）

教育委員会事務局長（小林 亨君） 教育委員会のほうで4,000万頂戴いたしましたのは、燕市の企業のビーカムという会社となっております。

（ビーカムの声あり）

教育委員会事務局長（小林 亨君） はい。

保健福祉課長（渡邊 賢君） それから、フェイスシールド、顔を隠すというか、あるのですけれども、実はそれおととい三条市にありますサウンドポート、代表の方が田上の方、私同級生なのですけれども、20枚フェイスシールドをご寄附を頂いてございますので、それにつきましては検診等ございますので、保健事業、訪問看護等で使用させていただきたいというふうに思っております。

それから、保健師等マスクの調達状況でございますが、マスク等備蓄もございませんし、使い回しということはございません。その辺のものはきちっと確保してございますので、大丈夫ですので、お願いいたします。

13番（高橋秀昌君） 今の質疑に関してですが、こうした他市町村や、あるいは事業主からの寄附等について、やっぱりこれは議会にもしっかりと報告すべきことではないですか。口頭でちょこちょこちょこっと言って終わらせるような性質のものではないと思うのです。提供される方は公式に持ってきたわけでしょう。隠してくれなんか言っていないわけでしょう。それを指摘を受けて初めて口頭でべらべらっとしゃべるというのは、私は率直に言わせてもらおうと議会に対する極めて軽視だと。あなた方執行者は、町長は町長として独自に選挙に選ばれた方々です。その下で執行

権持っています。しかし、私たち議会は議員としての選挙で当選させてもらってここにいるのです。この点からすれば当然のことではないですか。極めて遺憾だと思います。直ちに姿勢を正してもらいたい。そして、直ちに必要な書類を全議員に配付してもらいたい。まずそれは第1点。いかがですか。

副町長（吉澤深雪君） 私どものちょっと配慮が足りませんでした。言われてみれば、指摘されればそのとおりだと思いますので、今資料をそろえ、準備した上で、準備でき次第配付させていただきます。

13番（高橋秀昌君） 改善を強く求めておきたいと思います。

2つ目に伺いたいのですが、58ページと57ページの関係で、57ページは新型コロナウイルス対策費について、学童保育指導員の報酬を261万円とし、次のページの減額のところが110万9,000円となっていますね。そして、どうもちょっと理解できない部分がありますが、これを全部組み替えたのではなく、ごく一部しか組み替えていないというあたりがちよっと疑義あるのですが、この点はいかがなのでしょうか。

教育委員会事務局長（小林 亨君） こちらの関係につきましては、4月から6月分の学童保育の関係の経費を見込んだものでありまして、通常の休業に入っていない状態でありまして、平日であると3時から夕方6時半までの開設となっておりまして、土曜日が朝7時半から夕方6時半までの開設となっております。臨時休業につきましては、当然平日の日中のほうも児童クラブのほう、学童保育のほうを利用するような形になりますので、その分の経費が大きく膨らんでくることから一部を組み替えたという形になっております。

13番（高橋秀昌君） この部分では4月1日から6月30日までですよ、今回の補正の部分は。そうすると、理屈としては何となく分かるのです。通常部分はそのまま残したのだよというのだけれども、この部分も新型コロナウイルス対策として全額組み替えるということのほうがいいのではないかなと思うのです。その点はちょっと私の理解が不足しているのかどうかという点があるのですけれども、この4月1日から6月までは全部ウイルス関係がずっとあるわけですから、それともう既に学校が始まるから、あるいは始まっているから、この通常の学校業務が行われている段階は通常の学童保育になるためにこの部分は差があるのだよという理解がいいのでしょうか、伺います。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 今、高橋委員おっしゃるように、先ほど説明をしました通常必要のない平日の昼間の分を追加してあるということで、それ以外のは平日の夕方分、土曜日分はそのまま新型コロナウイルス対策のほうに動かした



という形なのですが、昼間の分に関しては追加という形になりますので、その分が増えていると、昼間の報酬が増えているということでご理解いただければと思いますけれども。

11番（池井 豊君） 今の質疑だとちょっと理解できなくて、私こういうふうにとっているのですけれども、要は10款の教育委員会の学童保育に上げておくと、普通の単費として通常どおり教育委員会が負担しなければならないけれども、今回の4款の衛生費に上げて、一括して国に請求すると国から全部手当で来やすいからこっちのほうに押し込んだのだというふうに理解していたっていいですよ。そういうふうにとっていますが。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 今、池井委員おっしゃりますように、学童関係の新型コロナ対策分ということで、明確にしておいたほうがいいだろうということでこのたびこういう形で新型コロナ対策のほうに予算の一部を動かして、さらに不足分を追加させていただいたということをお願いをしたいと思います。

社会文教常任委員長（今井幸代君） ほかにご質疑のある方。よろしいでしょうか。

（なしの声あり）

社会文教常任委員長（今井幸代君） では、先ほど高橋委員と池井委員のほうからマスクですとか町への寄附等について質疑がありましたけれども、こちらのほうは資料をまとめていただきまして、提供していただきたいなど。あわせまして、住民の皆さんにもこういった事業所からの寄附があったということをしつかりと周知をしていくべきだろうとも思いますので、それが「きずな」になるのか、ホームページになるのか分かりませんが、そういった形でしっかりと事業所のそういった寄附に関して、住民の皆さんにも分かるような形で周知をしていただきたいなどというふうに思います。

副町長（吉澤深雪君） 住民の周知のほうについては、その都度機会あるごとにホームページなり、「きずな」等には掲載させていただいております。

社会文教常任委員長（今井幸代君） では、歳出に対する質疑は終了したいと思います。

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） 次に、承認第10号を議題といたします。

歳入について執行の説明を求めます。

総務課長（鈴木和弘君） それでは、議案書の59ページからになります。承認第10号です。

60ページ、専決処分書、令和2年度田上町一般会計補正予算（第2号）でございます。

めくっていただきまして、61ページですが、令和2年度田上町一般会計補正予算（第2号）でございます。歳入歳出それぞれ11億8,193万9,000円の追加をお願いをいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億845万4,000円とするものでございます。

主なものにつきましては、今回新型コロナウイルス関係の国の予算、いわゆる特別定額給付金1人10万円という部分、それから子育て世帯への臨時特別給付金1万円の上乗せ、その関係でかなり金額的には増えております。

それでは、歳入をご説明いたします。66ページお願いいたします。15款国庫支出金、2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金11億7,133万9,000円の追加をお願いするものでございます。

まず、説明上のところですが、特別定額給付金事業補助金ということで11億5,928万4,000円をお願いいたします。内訳といたしましては、令和2年4月27日現在の住民基本台帳登録されている方ということで、1万1,480人に1人当たり10万円、これが大半でございます、11億4,800万円。それに事務費の関係、後ほど歳出で出てきますけれども、臨時職員の関係、郵便料、業務委託の関係あるいは時間外等の関係で、事務費については1,128万4,000円を追加計上させていただいているところでございます。

それからその下、子育て世帯臨時特別給付金事業補助金、これは児童手当の上乗せ分ということで、こちらについてはまず該当する方が1,108人、それ掛ける1万円です、1,108万円。それから、同じように事務費がかかりますので、こちらについては97万5,000円でございます。

それから、19款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、今回につきましても財調のほうから不足する財源を見ております。1,210万円でございます。

それから、21款諸収入、5項雑入、2目雑入150万円ですが、先ほど令和元年度の専決でも説明させていただきましたが、温泉の源泉使用料、令和元年度、令和2年度と減額をすると、町独自で支援をしていこうということでございますので、この関係歳入を150万円減額させていただいているところでございます。

歳入については以上でございます。

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） ただいま説明が終わりました。

ご質疑のある方、ご発言願います。

（なしの声あり）

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） ないようですので、歳入に対する質疑は終了しま

す。

社会文教常任委員長（今井幸代君） 続いて、それでは歳出についての執行の説明を求めます。

産業振興課長（佐藤 正君） それでは、67ページ、歳出のほうを御覧いただきたいと思います。

4款1項6目新型コロナウイルス対策費、補正額で11億7,643万9,000円の専決をお願いするものでありまして、説明欄のほうを御覧いただきたいと思います。

中小・小規模企業対策事業ということで510万円の専決をお願いするものでありまして、18節負担金補助及び交付金で510万円、信用保証協会の保証料の助成ということでございます。これにつきましては、新潟県新型コロナウイルス感染症の対策の特別融資の県の借入れの上限枠が3,000万円から5,000万円までということで拡大をされました。それに伴いまして町といたしましても、事業者に対しまして信用保証協会の助成の幅を少し拡大したいということから、今回510万円の専決をお願いするものであります。具体的に申し上げますと、従来は融資額が1,000万円以下が補給の割合を100%ということにしておりました。5,000万円に拡大されたことから、新たに1,000万円超えから3,000万円以下につきましては50%の補給、それから3,000万円超えから5,000万円以下というものについては25%の補給ということで、それぞれその2つにつきまして新設をさせていただきました。

今回見込んだ件数でございますが、それぞれ1,000万円から3,000万円というのは3件、それから3,000万円から5,000万円というのは3件、計6件を見込ませていただいておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

総務課長（鈴木和弘君） 続きまして、特別定額給付金事業11億5,928万4,000円。先ほど歳入のほうでも説明しましたとおり、これ同額でございます。その一番下にあります18節負担金補助及び交付金、こちらにつきましては1人当たり10万円ということで、令和2年度4月27日現在1万1,480人ということでございますので、これの掛ける10万円の金額になります。

そのほかの関係ですが、1節の報酬、これは臨時職員を一応想定していたということで金額を載せてございます。あと職員の時間外。

それから、8節の旅費ですが、これは臨時職員の通勤手当的な部分を計上しております。

それから、10節需用費、こちらにつきましては印刷製本費ということで、封筒の

印刷31万2,000円になります。

それから、11節の役務費322万1,000円でございますが、通信運搬料、郵便料、それから口座の振り込みの手数料ということで計上をさせていただいております。

それから、12節委託料394万円ということで、電算のシステムの改修経費、それから一部今回の給付金の関係で業務を委託するというところで約240万円。

それから、コピー機の借上げということで、13節使用料及び賃借料ということで予算を計上させていただいているところでございます。

それから、町長冒頭の本会議で挨拶ありましたけれども、昨日19日までの段階でございますが、全体で先ほど1万1,480人ということで、世帯が4,204世帯になるのですけれども、そのうち3,284世帯、率にして78.1%については一応処理が終わって、振り込みの手続をしております。5月の22日までになりますけれども、全体の金額といたしまして9億3,880万円。先ほど言った特別定額給付金に対しますともう82%ほどの振り込みをさせていただいております。前回全協のときでも、12日のときにお話しして、14日が一番早くて30件程度ということですが、その後18日が464件、19日は振込日ですけれども、715件。それから、20日が889件、それから5月21日分ということで853件と。22日分が281件ということで先週かなり郵便で届きましたので、今日も200件ぐらいだというふうな話を聞いておりますが、今の特別定額給付金の状況としてはそういう状況でございます。

保健福祉課長（渡邊 賢君） では、議案書の68ページ御覧ください。子育て世帯臨時特別給付金事業でございます。これは歳入のほうで説明ございましたけれども、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策ということで、令和2年4月分の児童手当の支給を受けている方、それと令和2年3月まで中学生だった児童の児童手当の支給を受けていた方に対しまして、児童1人当たり1万円を支給するものでございます。これは、児童手当に上乘せ給付ということになります。ただ、特例給付を受給される方は対象にならないということになってございます。総体といたしましては1,205万5,000円でございます。歳入と同額でございます。

1節から12節まで事務費ということでございますが、1節の報酬、これは事務補助員ということでの報酬を見てございます。3節職員手当ということでございます。9万1,000円でございますが、これは時間外勤務手当40時間分を見込んでございます。10節の需用費でございます。3万6,000円でございますが、印刷製本費、封筒代の印刷等を見込んでございます。11節役務費の通信運搬費が9万9,000円。これは郵便料ということで入れてございますし、手数料の7万1,000円につきましては、給付金の

振り込みの手数料を計上してございます。12節の委託料、これ電算のシステム改修ということで66万円。それから、18節負担金補助交付金1,108万円、これが給付金ということになります。対象見込児童数としては1,108人の1万円ということになってございます。これの振り込みにつきましては、6月5日から振り込みを開始するということで、今日文書を発送する予定にしておるところでございます。

社会文教常任委員長（今井幸代君） すみません。7款、8款についても引き続き説明をお願いしたいと思うのですが。

産業振興課長（佐藤 正君） それでは、68ページの一番下のほうになります。7款商工費、1項4目湯っ多里館事業費であります。

説明欄のほう御覧いただきたいと思いますが、湯っ多里館管理事業ということで150万円の減額。24節積立金150万円の減額ということで、観光施設整備基金の元金の積立金であります。これ先ほど総務課長からもお話がありましたとおり、令和元年度の専決においてもさせていただきましたが、源泉使用料の減免を行うということから、積立金につきましても令和2年度の積立金の額150万円を減額するものであります。

以上です。

地域整備課長（時田雅之君） 地域整備課の時田と申します。よろしく申し上げます。

それでは、歳出最後になりますけれども、議案書69ページのほう御覧ください。8款土木費、3項都市計画費、3目下水道対策費ということで700万円の専決をお願いするものでございます。

説明欄のほうを御覧ください。下水道対策事業ということで、27節繰出金700万円。こちらにつきましては、さきの全員協議会、それからこの後下水道事業特別会計の補正の関係でまたお話しさせていただきますが、町内の温泉旅館等4施設、それからごまどう湯っ多里館につきましての温泉分の排水使用料を減免するというので、下水道会計に700万円を繰り出しお願いするものでございます。

説明は以上であります。

社会文教常任委員長（今井幸代君） 説明が終わりました。

それでは、質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

11番（池井 豊君） ちょっと私自身も混乱してきて、聞かせてもらいたいのですけれども、要はまとめていうと、今議会で提案されている新型コロナの対策に対する田上町としては幾らの予算をかけた事業を行うのかという総合計を聞かせてください。承認第9号、10号と議案第28号の増加分の合計が田上町でやっている新型コロナ対

策として15億2,200万円やっていますと書いていいのか。それともほかの事業も入ってきているので、もっとそれより減額されて15億円ぐらいの事業を新型コロナとして町が手を打ったのだというふうに住民に説明できるように、我々はマスコミが田上町として新型コロナ対策で幾ら幾らの手を打ちましたというふうに言える金額って幾らになるのか、ちょっとお聞かせください。

総務課長（鈴木和弘君） 池井委員がおっしゃるとおり、今令和2年度でいきますれば、承認第9号、先ほど田上町一般会計補正予算（第1号）で2,651万5,000円、それに今回の第2号になりますと11億8,193万9,000円。これは当然国の補助金も入っていますので、町独自ということではないですけれども……

（何事か声あり）

総務課長（鈴木和弘君） はい。

それとあとは、下水道は一般会計とのやりくりなのであれですけれども、承認第12号これから後で説明しますが、これも新型コロナウイルスの関係だといえ、傷病手当金を国保のほうでやりますが、これも240万円。

それから、一番最後に補正予算で説明させていただきます議案書86ページにありますように、これはほぼ町の独自支援になるかと思えますけれども、86ページの1億1,380万5,000円ですか、この合計になると思えます。電卓ちょっとたたいていないのですけれども、その部分が新型コロナウイルス対策の経費というふうに理解していただければと思えます。

社会文教常任委員長（今井幸代君） 数字たたいてもらわなくてもいいですか。たたいていただくと親切だなと議会は思いますが、町当局として金額きれいに出してもらったほうが混乱しなくていいかなと思えます。

総務課長（鈴木和弘君） 13億2,465万9,000円。すみません。では、ちょっとお待ちください。

社会文教常任委員長（今井幸代君） 今すぐ答弁しなくても、もしならちょっと時間、整理してもらって、その後報告していただくとありがたいなと思えます。

それでは、ほかにご質疑ある方。

1番（小野澤健一君） 私は特別定額給付金交付金、これについてちょっとご質問をいたします。

先ほど総務課長より19日現在ですか、ほぼ8割近く完了しましたというお話ありました。逆に不備だった件数というのは結構多いのでしょうか。そして、ましてやその不備があった人に対してどういうふうなアプローチをしたのか、これちょっとひ

とつお願いします。

総務課長（鈴木和弘君） 不備があったのが18世帯です。その方は口座の確認ができないという部分がありまして、これについては一応申請書には電話番号、昼間でも連絡をつくような形で電話連絡をさせていただいて、そこで教えてもらえばあれですけども、一応また書類を持ってきていただくような手続をして、その辺も来次第また処理をしているような状況です。

1 番（小野澤健一君） ありがとうございます。そうすると、その方というのはもう全部不備は補完になった、大体。要は何言いたいかというと、結構新聞とかテレビ見ていると、特にインターネットで申請をした人たちは非常に不備があると。田上町はほとんど郵送が多いのだろうと思うのですが、こういった性格のお金ですので、そういった不備があった町民の方についてはなるべくそれを早く補っていただいて、支給に結びつけるようにしていただければというふうに思います。

私からは以上です。

4 番（渡邊勝衛君） 私も特別定額給付金についてお聞きします。

申請に関してはオンラインと郵送があるわけですけども、この件数に関してと、それでオンラインの中の関係で四国の高松市ですか、なかなか市民の入力内容に不備が多く、確認作業に手間がかかるために、これは24日でもうやめて、あと郵送一本にするということですけども、町のほうはその件に関してどうでしょうか。

総務課長（鈴木和弘君） 町のほうも19日現在ですけども、42件、オンラインはありました。あと、全体で先ほど3,300件ほどだということですから、ほぼ郵送。町の場合、オンラインが始まったのと郵送がそこまで日にちがずれませんでしたので、どちらかというところ郵送のほうが非常に多くて、オンラインで不都合というか、一部世帯主ではない方がしたというのがあったのですけれども、最初の頃。あとほとんど今渡邊委員がおっしゃるような入力がどうか、パスワード、暗証番号が分からないという問合せはあったりしましたが、特に大きく騒いで問題になるような部分はありませんでした。

4 番（渡邊勝衛君） この特別定額給付金に関しては町民の方の反応は非常によい状態ですので、最後まで精いっぱい頑張っていたいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

社会文教常任委員長（今井幸代君） ほかにご質疑ある方。よろしいでしょうか。

（なしの声あり）

社会文教常任委員長（今井幸代君） ないようですので、それでは歳出に対する質疑は

終了いたします。

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） 次に、承認第11号を議題といたします。

執行の説明求めます。

地域整備課長（時田雅之君） では、議案書70ページのほうを御覧ください。

専決処分ということで、令和2年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第1号）ということになりますけれども、ページはぐりまして、72ページをお願いいたします。今回の下水道の補正予算につきましては、先ほどもちょっと触れましたけれども、温泉旅館、それと湯っ多里館に対する下水道使用料の減免ということで、ここに記載してありますが、歳入のみの補正予算ということになります。歳入歳出総額の予算は変更いたしません。

それでは、内容のほうに移らせていただきますが、ページはぐっていただきまして75ページをお願いいたします。歳入のみということになりますけれども、2款使用料及び手数料、1項使用料、1目下水道使用料、こちらにつきまして700万円の減額をお願いするものであります。

説明欄のほう御覧いただきたいと思いますが、下水道使用料ということで700万円の減額。こちら先ほどもお話しさせていただきましたが、町内温泉旅館4件、それとごまどう湯っ多里館に対する温泉排水分の下水道使用料を減免するというところで減額をお願いするものでございます。

それと、下の段行きますと、4款繰入金、1項繰入金、1目繰入金700万円の増額をお願いするものであります。こちら減免に対する不足分ということで一般会計からの繰入金をお願いするものでございます。

説明は以上であります。

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） 説明が終わりました。

ただいま説明がありました案件について質疑に入ります。ご質疑ある方、ご発言願います。

（なしの声あり）

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） ないようですので、承認第11号に対する質疑は終わります。

社会文教常任委員長（今井幸代君） 続いて、承認第12号専決処分、同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の報告についてを議題といたします。

執行の説明をお願いいたします。

町民課長（田中國明君） それでは、議案書78ページを御覧いただきたいと思っております。



承認第12号の関係です。令和2年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございます。歳入歳出それぞれ240万円を追加しまして、歳入歳出それぞれ13億3,240万円とするものでございます。

内容につきましては、今回の新型コロナウイルス、先ほどの承認第6号で説明をさせていただきましたが、国民健康保険に係る傷病手当金の創設ということで、その予算を追加させていただくというものであります。

議案書83ページを御覧いただきたいと思えます。まず歳入です。4款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金ということで240万円の増額をお願いするものでございまして、これにつきましては県のほうの特別交付金を財源にして財源充当していくという内容でございます。

それから、歳出のほうでございますけれども、2款保険給付費、6項傷病手当金、1目傷病手当金ということで、新たに240万円を追加させていただくという内容であります。

その240万円の内容ということになりますけれども、まず令和2年度の予算ベースで国保の中に給与被保険者が731名おります。それで、課税総所得金額としましては、約9億2,000万円ほどの課税所得になります。そうしますと、1人当たり所得額が約125万8,000円程度になります。これを収入に換算しますと約200万円というような形になりまして、その200万円を1か月当たりで割りますと約16万7,000円ということになりまして、月20日換算しますと日8,500円程度の日当といえますか、金額になります。それで、8,500万円掛ける3分の2掛ける20日ということで、1人当たり約12万円を平均で支給することになるだろうということで、人数20人分を計上させていただきました。240万円という金額を今回補正をお願いするものであります。

以上、簡単ですけれども、説明のほう終わらせていただきます。

社会文教常任委員長（今井幸代君） 説明が終わりました。

ご質疑のある方、ご発言願います。

6番（中野和美君） 傷病手当金は1年半にわたって支給されるものなのですが、新型コロナの場合はそんなに、1年半というふうに症状は続かない可能性があるのですが、その辺の判断基準といえますか、どのようになりますか。

町民課長（田中國明君） その判断基準という部分でありますけれども、今一般的に言われているのは3週間から4週間というようなことと言われておるかと思えますけれども、それはあくまでも医療機関等の判断というようなことになろうかと考えております。

6 番（中野和美君） 新型コロナウイルス、その後の後遺症などの症状はまだ聞いていませんけれども、もしそんなふうな何か後遺症なり、結構精神的なトラウマができてりするらしいのですけれども、あまりにも激しい肺炎だったりすると。そういうことでの……でも、そこは医療の判断でしょうか。そういうことで傷病手当金が長引くということもありますでしょうか。

町民課長（田中國明君） 具体的に今中野委員がご質問のような症状になるのかどうかというのも、ちょっと私医学的には素人ですので、お答えできませんが、それに起因して何かしら1年6か月続く場合はそれ傷病的な対象になるものと考えております。

社会文教常任委員長（今井幸代君） ほかにご質疑ある方。よろしいでしょうか。

（なしの声あり）

社会文教常任委員長（今井幸代君） それでは、ないようですので、承認第12号に対する質疑はこれで終了したいと思います。

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） 最後に、議案第28号を議題といたします。

歳入について執行の説明を求めます。

総務課長（鈴木和弘君） それでは、議案書の86ページになりますが、先ほどの部分ですが、池井委員から質問いただいた13億2,465万9,000円です。一般会計が13億2,225万9,000円。それに先ほどの国保が240万円。合計して13億2,465万9,000円でございます。

それでは、議案書86ページお願いいたします。議案第28号になります。令和2年度田上町一般会計補正予算（第3号）でございます。歳入歳出それぞれ1億1,380万5,000円の追加をお願いいたしまして、61億2,225万9,000円とする内容でございます。この内容は、町独自の新たな支援策等を歳出のほうで予算の計上をさせていただいておりまして、その財源として91ページになりますけれども、19款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金1億1,380万5,000円の取崩しをさせていただける予定になっています。

それで、今まで基金残高の部分説明をさせていただきませんでした。ここで最後にしようかと思っておりましたので、あくまでも令和2年度末残高です。令和元年度の決算がまだ正式に出ておりませんので、例年ですと決算が出ればそのうち半分程度積立てをするという形になってはいますが、その部分を見込んでおりませんが、2億9,488万9,000円ほどになります。それに前回の全協等々でもお話をさせていただきました地方創生交付金が8,362万3,000円入ってくると。ただ、この歳出に伴う

部分でほとんど充当されてくるだろうと思いますが、それが当然今後入ってきますので、先に財調でこの部分の歳出を見ているというふうに考えれば、その部分も、先ほどの残高に加えるといたしますと3億7,850万円程度になろうかと思いますが。それに令和元年度の決算が出れば、例年ですと1億円、2億円近い部分が出てくるかと思いますが、それを半分とかといえは1億近い金額増えるかなと思いますけれども、それを入れても5億をちょっと、4億7,000万円程度かなというふうには見ております。

歳入は以上です。

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） ただいま説明がありました件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

（歳入かの声あり）

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） 歳入です。

13番（高橋秀昌君） 今のお話ですと、大体基金が平成元年度末を加えて約5億円程度ということという報告がありました。これまで基金は、今回の補正で見ると5,196万5,000円ほどの基金を取崩しをする今案だと受け取ったのですか、どこから出したかという、承認第8号、9号、10号、28号の基金取崩しの合計を足したらこの金になったのだけでも、それでもこれが今の総務課長が言う平成2年の……ごめん。平成元年の決算が終えたときには5億円近い基金残があるというふうな理解の仕方よろしいでしょうか。

総務課長（鈴木和弘君） 今ほどの高橋委員の話ですけれども、ちょっと順番で令和2年度の第1号で、議案書でいえば56ページのところで財調の繰り入れを2,651万5,000円をお願いしたという、これが第1号です。2,651万5,000円ですね。

（何事か声あり）

総務課長（鈴木和弘君） はい。第2号は……

（これね、承認第9号のところで……の声あり）

総務課長（鈴木和弘君） 第2号のところは議案書66ページで1,210万円。

（1,210万の声あり）

総務課長（鈴木和弘君） 1,210万ですね。今回の28号のところで1億1,380万5,000円。ですので、かなりの、高橋委員さっき何千万円と言ったのですけれども、ここだけでも1億円ぐらいになりますので。

（何事か声あり）

総務課長（鈴木和弘君） 第3号、今説明しているのが91ページにありますけれども、

議案第28号、91ページの歳入で1億1,380万5,000円の取崩しをしますと。そうすると、今現在、令和2年度末で計算をしていくと2億9,500万円ぐらいになるのです。それに前回の全協でご説明いたしました地方創生交付金というのが、うち限度額として8,362万3,000円入ってきます。これについては事業的なのは歳出はもう組んでおりますから、財調のほうで取崩しをしてやっていますので、それを後で入ってくればそれを財調に戻すような形になろうかと思えます。それを入れると3億7,850万円ぐらいになるのです。令和元年度の決算がこれから、今月末で締めるのですけれども、大体例年だと2億円近くは残るかなと思えますけれども、これも予想ですけれども、それ半分ぐらいとしても1億円近くいくかいかないか。あと、例年は剰余金処分という形でさせてもらいましたけれども、今年度からは積立てをしていかないと、小野澤委員からたしか去年の決算で実質収支比率がずっと赤字なのはよろしくないのではないかということで、本来積立てしているからそれ見てくれればいいのでしょうかけれども、計算式上その剰余金処分という扱いをそこに含まないという形になりますので、ではそれであればきちんとした積立てを今後予算計上してやっていくことによって、町としてはそんなに赤字がそうでもないのだけれども、はたで見るとその数字だけ見ると赤字だ、赤字だとなるものですから、その辺は去年の決算委員会のとき、ちょっとそういう形で変更させていただきたいという話をいたしましたので、令和2年度中にそれを積立てをするような流れになるかなと。そうすると、先ほど高橋委員が言った今の状態ですけれども、そのぐらいになるかなということでございます。

13番（高橋秀昌君） そうすると、表面ですが、今回の対策によって極めて困難な財政状況になるという状況ではないのだという理解をしておきたいのですが、よろしいですか。

総務課長（鈴木和弘君） 私の立場で言います。町長とかこれはどう答えるか分かりませんが、財政担当という立場で言えば、確かに5億円あれば、財政計画上は関根委員からも言われ、3億円あれば何とかなるというふうな話になりますけれども、ちょっと一番危惧しているのは、今国がどんどん地方創生交付金とか、そういう名目で歳入見てくれますけれども、一番心配しているのは当然来年度の交付税です。これだけ冷え切っているから税が落ちるのだろうなど。そうすると、ただ国は交付税が減れば臨財債を増やしたりなんかしてくれるのでしょうかけれども、町の主要財源である町税もそうですし、剰余金の関係、あと地方消費税交付金とか、それ以外の歳入って結構あるのです。その部分がどうなるのかなというのは心配して

います。今まででも当初予算の段階では3億円ぐらい入れていますから、それがどんな形になるかなという部分では非常に心配しています。

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） では、ないようですので、歳入に対する質疑は終了します。

社会文教常任委員長（今井幸代君） それでは、歳出について執行の説明を求めます。

産業振興課長（佐藤 正君） それでは、歳出、92ページになります。

4款衛生費、1項保健衛生費、6目新型コロナウイルス対策費、補正額1億1,380万5,000円であります。

説明欄のほうを御覧いただきたいと思いますが、中小・小規模企業対策事業ということで1億158万円の補正をお願いするものでありまして、18節の負担金補助及び交付金で1億158万円であります。

内容につきましては、プレミアム付きの飲食券の運營業務の補助金ということで402万円。それから、感染予防及び事業継続緊急支援金ということで8,570万円。プレミアム付商品券の運營業務の補助金ということで1,186万円ということで計上させていただいております。

説明のほうは、皆様のほうに事前にお配りしましたA4の横のプレミアム飲食券「きずなW飲食券」等の写しというそちらの書類と、本日お配りしました事業継続の緊急支援金の申請要領ということで、具体的にもう少し細かい内容についてまとめたものでございますが、これらをもって説明に代えさせていただきたいというふうに思います。

それで、順序なのですけれども、まず飲食券、それからプレミアムの商品券のお話しさせていただきまして、一番最後に感染予防と事業継続等の緊急の支援金のお話しさせていただきたいと思いますので、ご了承いただきたいというふうに思います。

まずは、プレミアム飲食券「きずなW飲食券」等の見直しという書類、A4の横の書類御覧いただきたいと思います。先般、5月12日の全員協議会のほうに、飲食店、宿泊業のほうの売上げが激減しているということから、プレミアムの飲食券を発行したいということでご提案申し上げたところであります。そのときには、一番左側になりますが、販売価格が1セット2,000円で利用できる額ということで、2,000円で3,000円が利用できる、3,000円分飲食ができると。プレミア率が50%で、

5,000セット販売し、販売の期間、有効期間5か月としまして、630万円程度必要となりますという話をさせていただきました。全員協議会にときに話をさせていただきましたところ、議員の方々からご意見いただいた中では、販売期間5か月は長過ぎる、それからもう少しプレミア率の関係もという話もございました。

そこで、町のほうとしまして、右側のちょうど真ん中ほどになりますが、変更案ということで、このたび1セット1,000円で販売しまして、200円の券を10枚つづりで、要は1,000円出すと2,000円の飲食券が買えるということで、プレミア率は100%、それから3,000セット限定で販売をしたいというふうに考えております。3か月、6月から8月までというふうに書いてありますが、実質販売期間、それから使える期間を3か月というふうに見たいというふうに思っています。したがって、6月の例えば上旬に売ったり、そこから使えるということになれば、9月の上旬ぐらいまでずれ込む可能性はあるかなというふうには考えているところであります。

それで、プレミアム飲食券「きずなW飲食券」の概要というふうに書かれているものがあるかと思しますので、それを御覧いただきたいと思っております。一番上の発行の趣旨、狙いにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、町内の飲食店等の支援をしたいということでもあります。

その下の下にありますが、販売価格は先ほど申し上げましたとおり、1セット1,000円で売りたいと。

その下、販売のセット数であります、3,000セット。1人5セットまで買うことができるということにしたいと思っております。

それから、飲食券の販売場所であります、田上町商工会のほか町内の店舗でも購入可というふうにしたいというふうに考えております。商工会のほうに事業の運営を依頼したいというふうに考えております。

購入できる方ではありますが、町内、町外問わず、どなたでも購入可したいというふうに考えているところであります。

それから、飲食券の有効期間であります、先ほど申し上げましたとおり、6月から実質3か月は期間を取りたいというふうに考えておりますので、準備完了後販売を開始したいというふうに考えております。

それから、最初のA4の横の書類にちょっと戻っていただきたいと思うのですが、このプレミアム飲食券のご提案をさせていただいたときに皆様のほうからも、もう少し景気対策的な部分も含めて、せつかく10万円の給付がそれぞれ出るということもあり、もう少しそういった活性化の部分に役立てられるような方策といえますか、

そういう考え方はどうなのだろうという、ちょっと説明があまり上手ではなくてすみません。そんなお話もあったものですから、町のほうで改めてプレミアム商品券ということで、このたび追加の案ということで出させていただきます。

内容につきましては、1セット8,000円で販売し、利用できる額は1万円、25%のプレミア率というふうに考えています。それを5,000セット販売しまして、実質4か月、6月から10月の間使えるような形で、1,186万円の補正をお願いしたいということでもあります。

プレミアム商品券の概要につきましては、さっきと同じような書類になりますが、もう一つ同じような書類があるのですが、プレミアム商品券の概要というその書類をちょっと御覧いただきたいと思います。1番上に商品券の発行の趣旨、狙いというふうに書いております。新型コロナウイルス感染症の拡大によりまして、国から緊急事態宣言が出された以降、事業所の休業要請、それから住民への外出の自粛などによりまして、経済活動に大きな影響が出ています。今回のプレミアム商品券は、国の特別定額給付金の給付に併せて、売上げが大幅に減少している町内の事業者への消費を促すことで町内の循環を図り、早期経済の回復を目的としてプレミアム付商品券を発行したいという狙い、趣旨のものであります。

販売価格につきましては1セット8,000円ということで、プレミア率25%、1,000円の券が10枚についていて、2,000円お得になるという形になります。

販売のセットにつきましては5,000セット、お一人5セットまで購入可能だという形にしたいと思っております。

飲食券の販売場所につきましては、飲食券と同じ商工会ほか、町内の店舗でも購入可能ということにしたいというふうに考えております。

購入できる方につきましては、町内、町外問わず、どなたでも購入可としたいと思っております。

それから、その下下であります、有効期間につきましては6月から実質4か月取りたいというふうに考えているところであります。

それで、参考までに、これは以前平成27年度にプレミアム付きの田上町あじさい商品券ということで商品券を具体的に出しております。その仕様書ということでつけさせていただいておりますが、ここで(3)のところ利用の対象とならないものということで幾つか記入してありますが、これは参考まで見ていただきたいと思いますが、税金だとか公共料金にはこのプレミアム商品券は使えませんよといったものがここに書かれておりますので、それはそのように御覧いただきたいというふ

うに考えております。

それから、一番最後になりますが、感染予防及び事業継続等の緊急支援金の内容であります。そちらの資料のほうは、まずこちらのA3の縦の書類ちょっと見ていただきたいと思います。この資料につきましては、A3の縦になっておりますが、この上のほうは先般全員協議会の中で現行と拡充後ということで資料のほうを提示させていただきましたが、皆様からご意見をいただく中で再見直しをさせていただいたものが、その下のほうに再見直し後というふうに書かれているものであります。これにつきましては町の単独部分ということで、事業をさせていただくものでありまして、要は50%未満の事業者に対する支援の部分をより厚くしたということ。それから、先般拡充後のところはかなり細分化した形で支援の枠、それぞれラインを設けていたのですが、それを3つの、5%以上から20%未満、それから20%以上から30%未満、30%以上50%未満の3段階に分離をさせていただいたということでありまして。これは先ほど町の単独分と申し上げましたが、国の持続化給付金を受けることができない方への支援だということで見させていただきたいと思います。

一番下になりますが、したがいまして新しい制度といたしますか、形からしますと、5%以上から売上げの減少の額が対前年比で5%以上から20%未満は10万円を支給したい。それから、20%以上30%未満の減少の幅のところにつきましては30万円、30%以上から50%未満につきましては50万円ということで支出をしたいというふうを考えているところであります。

今回経費として見込ませていただいた件数でございますが、5%から20%未満につきましては、見込件数でございますと29社、それから20%以上30%未満につきましては45社、それから30%から50%につきましては75社ということで見込ませていただいて、それぞれ経費のほうをはじかせていただいているところであります。

それから、一番最後になりますが、こちらの本日お配りしました令和2年度田上町新型コロナウイルス感染症予防及び事業継続等緊急支援金の申請要領というものを御覧いただきたいと思います。これありますでしょうか、申請要領等。これですけれども。よろしいでしょうか。この申請要領につきましては、具体的に今度事業所から書類を出していただくときに、この申請要領に基づいて書類を上げていただきたいということからこういう申請要領をつくらせていただいたものであります。

まずは、表題ここにもありますとおり、感染症拡大の影響を受けます事業所への事業継続等を支援しますということでありまして、この書類のほうにつきましては来年1月29日の金曜日まで町に出していただきたいと。令和3年1月29日金曜日必



着というふうにさせていただいております。

それで、支援金の名称につきましては、先ほど申し上げました名前であります。

支給の対象者につきましては、町内に事業所を有する事業者で、次の1または2の事項のいずれかに該当し、(3)及び(4)の事項にも該当する者ということになっております。

(1)につきましては、これが国の持続化給付金を受給、要は一月の売上げが前年同月比で50%以上減少の事業者。受給できる事業者ということで、これが持続化給付金を受ける方についての上乗せ分というふうに御覧いただきたいと思っております。

(2)につきましては、国の持続化給付金の給付対象事業者であるが、売上げの減少が50%未満、要は国の持続化給付金は受けることができないという方です。この事業者で①から③のいずれかに該当する者ということでありまして、先ほど金額の説明しましたが、一月の売上額が前年の同月比で減少幅が30%以上50%未満の事業者が①番、それから②番が20%以上30%未満の事業者、それから③が5%以上20%未満の事業者ということになっています。米印になっていますが、売上げの減少の比較は国の持続化給付金もそのようなことになっておりますが、2020年の1月から12月までのうち、2019年の同月比で売上げが減少した場合を指しますということになっております。

それから、(3)につきましては、申請時点において田上町税等の滞納に対する補助金等の交付の制限がない要綱で規定する町税の滞納がない者、4番につきましては暴力団の排除条例の関係で関係者でない者という形で、それらを支給対象者としていただいております。

支給の要件につきましては、支給対象者の(1)、(2)について、重複受給はできません。つまり国の持続化給付金を受けて、なおかつ一月50%以上になっていて別の月は50%未満なので、2つ受給できると思う方もおられるかもしれませんが、必ず1つしか受給できません。その場合、国の持続化給付金を受給するということが優先されるということでここには掲げてあります。2を受給する場合には、国の持続化給付金を受けていないこと、または今後受ける予定がないことが支給要件となります。

それから、その他の支給要件であります。交付申請の時点におきまして今後も事業を継続しようとする意思を有していることが前提になりますので、それによって支給をしたいというふうに考えております。

次、裏見ていただきたいと思うのですが、給付の額であります。先ほど説明しま

したとおり、国の上乗せ分につきましては支給対象者50%以上の売上げの減少をした事業者の中で、事業主を含めた常時雇用の従業員の数が次の条件に該当する場合ということでありまして、1人から4人までは10万円です。5人から9人までは20万円です。10人以上が30万円ですということ、それぞれ上乗せして支給したいというふうに考えております。

この下に常時雇用する従業員とはということで、先般の全協でもお話、ご質問もございましたが、このような形で正社員とかパート、アルバイトの名称にかかわらず、継続して雇用されているとかという者につきましては、常時雇用する従業員というふうにみなしますというものが書かれておりますので、これ後で御覧いただきたいと思っております。

それから、先ほど申し上げました50%未満の事業所に対する支援額であります、支給対象者の(2)の1に該当する事業者ということで、これが30%以上50%未満という部分であります、50万円を上限に支給したいというふうに考えております。これは50万円上限というのは、いわゆる昨年1年間からの減少分を上限にしたいと。減少分が例えば40万円であれば40万円支払います。これが減少分が60万円であったとしても、上限ですので、50万円しか支給しませんよという意味合いの上限ということになります。

それから、その下になりますが、同じく20%から30%につきましては30万円を上限に支給、それから5%から20%につきましては10万円を上限に支給ということで、給付額をこういう形で設けさせていただいております。

具体的に、ではいつから書類のほうを受け付けるのだという話でございますが、その下、対象となる期間であります。期間のほうは、国の持続化給付金の考え方と基本的には当然一緒ですので、令和2年1月からの売上げから12月までの売上げということになりますので、今日もしお認めをいただければ6月1日、6月に入りましたら申請の受付を開始をしたいというふうに今のところ考えております。そこで、先ほど冒頭一番最初に日付の期間入れておりますが、1月29日の金曜日までにお出しをいただきたいというふうに考えております。

それで、その下であります、申請に必要な書類ということになります。まずは支給申請書ということで、皆様のお手元の一番最後に支給申請書というふうに1枚裏表のものがついてくるかと思うのですが、こういった形の申請書。この中には、売上げの比較表、それから従業員の数、それから誓約事項、同意事項のところ、そういった基準でそれぞれの企業が確認をした中で、申請を上げてくださいというよ

うな形のもが書かれていますので、この申請書につきましては細かい説明申し上げますませんが、この申請書と、あとは添付書類ということで出させていただきたいと思ひます。ここに書いてありますとおり、直近の確定申告の写し、それから納税証明書、営業許可証とか事業を営んでいることが確認できる書類、それから売上げ減少となった月の売上げを証する書類ということで、売上台帳等の写しなど任意の書類で可能というふうを考えています。4番も、同じく売上げ減少となった月の比較の月の売上げを証する書類ということで、これは要は前の年の、例えば4月であれば前の年の4月と今年の4月のそれぞれの売上げを証する書類を出させていただきたいということでございますので、例に書いてありますが、そういったものでございます。それから振込先。それから、町長が必要と認める書類ということで、特別なものがあれば出させていただきたいというふうに思っております。それから、最後7番、従業員とか、要は国の持続化給付金に該当する方につきましては、従業員の数によりまして支給する金額が変わります。したがって、従業員の数、それから出勤簿など、雇用条件の分かる書類を併せて出させていただこうかなというふうに思っております。

それから次、支給対象者についてということですが、先ほど冒頭申し上げましたとおり、町内に事業所を有する事業者ということで、この事業者に対して交付をしたいというものであります。

それから、売上げ減少要件の確認方法ということで、2019年の1月から12月と比較しまして2020年の1月から12月までの間の一月の売上げが5%以上の月があれば、基本的にはどこかに該当してくるということで考えておりますので、そういった方はまずはお相談なり申請をしていただきたいというものであります。

それから、その下、減少率の計算例であります。これは普通に計算しますと、毎年の売上げが100万円で今年の売上げが60万円ということであれば、減少率40%ということになります。

それから、申請に関する注意事項ということで、それぞれ町税の状況の閲覧だとかその辺は職員が確認させていただきたいとか、もろもろこういった内容を書かせていただいて、あとは問合せということでまとめさせていただいているものであります。

以上、このような形で少し細かい説明にはなりましたが、具体的に6月に入りまして企業のほうの申請を受け付けながら企業支援のほうをやってまいりたいというふうに考えているところでございますので、説明のほうは以上になります。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 教育対策事業ということで説明のほうさせていただきます。

今回、教育対策事業ということで14万2,000円の追加をお願いするものであります。13節の使用料及び賃借料ということで、事務機借上料ということで14万2,000円になります。内容につきましては、先般12日の全協の際にもお話をしましたが、オンライン学習の試行に必要なモバイルルーター10台分、3か月間の借上料を計上するものであります。

ここで、オンライン学習ということで、学校のオンライン学習の関係でどうしても、先般にも出ましたが、G I G Aスクールということで先般も話題になりましたけれども、本日資料のほうをお配りさせていただきましたので、それについて少し説明をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（はいの声あり）

教育委員会事務局長（小林 亨君） 今回の補正予算の中には計上してございませんが、G I G Aスクールということで若干報告のほうをさせていただきます。

お手元の資料のほうをご確認いただきたいと思います、「G I G Aスクール構想の実現」というものを配付してあるかと思えます。G I G Aスクール構想とはということなのですが、その上の四角の中に囲まれております教育におけるI C Tを基盤とした先端技術等の効果的な活用が求められる一方で、現在学校のI C T環境の整備が遅れており、自治体間の格差も大きい。令和時代のスタンダードな学校像として全国一律のI C T環境の整備が急務とされておりまして、このため1人1台端末及び高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するということがこのG I G Aスクール構想の大きな目的となっております。

これを実現させるために、国のほうでは令和元年度の補正予算で、一番上の右側にありますように2,318億円が計上されたところであります。具体的な事業内容といたしましては、一番上の四角の下、事業概要というところで御覧いただきたいと思いますけれども、(1)といたしまして校内通信ネットワークの整備ということで、こちらのほうは田上町でいいますと小中学校に校内L A Nを整備するという事業内容プラス電源キャビネットという収納になりますけれども、充電するキャビネットを併せて整備をするというものが1つ。

もう一つは、(2)番といたしまして、児童生徒1人1台端末の整備ということで、ここで児童生徒それぞれ1人1台端末を整備するという中身になっております。

次のページを御覧いただきたいと思います。こちら今ほどのイメージの関係なの

ですけれども、校内通信ネットワークにつきましては一番左側にありますが、こちら財政的な部分でいいますと、国庫補助が2分の1、残りの2分の1につきましては地方費ということで、地方交付税の措置が若干ある起債対象となっております。こちらについては、令和元年度から令和2年度に整備をしてくださいという中身になっております。

1人1台端末の関係でございしますが、こちらパソコンもしくはタブレットという表現になっておりますが、GIGAスクール構想での整備ということで3人に2人分を整備してくださいということになっておりまして、国庫補助10分の10となっておりますが、こちら端末1台につき4万5,000円が上限となっております。こちらにつきましては令和元年度から令和5年度に整備をしてくださいということで、平成元年度の補正予算の際に説明があった部分です。

では、残りの3分の1はという形になりますが、こちらは従来から地方交付税措置がありまして、3人に1人分整備しなさいということで国のほうから指針は出ておりましたが、田上町ではまだそこまで進んでいなかったというところでございます。この補助期間内に順次整備が必要ということでありましたので、こちらの田上町教育委員会といたしましては、令和2年度にネットワークを整備し、令和3年度以降この端末を整備していこうということで考えていたところでありました。

ところが、3ページ目を御覧いただきたいと思っております。先週、5月11日、全協の前の日になりますけれども、令和2年度の国の補正予算の概要説明ございました。その資料のこれ抜粋となりますが、ここで令和2年度の補正予算額ということで、右肩にあります2,292億円という金額がついております。こちらのところで、左側①番と記載されたところがあります。児童生徒の端末整備支援ということで、1人1台端末の早期実現ということで1,951億円ついております。こちら令和5年度に達成するとされている端末整備の前倒しを支援するというので、令和元年度補正措置済みに加え、ここで令和元年度では小5、小6、中1を補正予算でつけましたよということなのですが、残りの中2、中3、小1から小4全ての学年の端末をこちら支援しますということで前倒しの予算がつきました。それで、この説明の中で、この補助金は今年度限りで、来年度以降はありませんという説明に変わりました。そういう説明があったところなんです。そこで、こちらのほうでもちょっと急遽方針を検討いたしましたところ、今年度中に整備をする方向で現在準備を進めております。ただ、先週の今週ですので、具体的な内容についてはまだ全然詰まっておりますが、こちら詳細が決まりましたらまた皆様のほうに別の機会に改めて説明をさせて

いただきたいということで考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

教育対策事業については、では以上で説明を終わらせていただきます。

保健福祉課長（渡邊 賢君） それでは、92ページ、その下になります、ひとり親家庭等応援特別給付金事業でございます。事業費として291万5,000円でございますが、これは先日の全員協議会で説明したとおりでございますが、町独自の新型コロナウイルス感染症対策という支援策の一つといたしまして、ひとり親家庭等につきましては、休業等によりまして精神的な負担であったり、経済的な負担が大きいと考えられることから、いち早く経済的支援として町から届け、ひとり親家庭等を応援するという、ひとり親家庭等医療費助成事業世帯に対しまして町独自で給付金を支給するというものでございます。基準日としては令和2年の5月1日、支給額はひとり親家庭等一律5万円、支給見込世帯数は58世帯というふうになってございます。

11節の役務費1万5,000円、これは郵便料ということで計上してございますし、18節負担金補助及び交付金290万円、これにつきましては一律5万円ですので、その58世帯ということで予算を追加させていただいているところでございます。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 引き続きまして、次の大学等就学支援給付金ということで916万8,000円の追加をお願いするものでございます。こちら内容につきましては、先般の全協の際にお話をさせていただきましたけれども、田上町から大学等に就学している者の保護者に対しまして、保護者の住む自宅から通学している場合1万円、自宅外から通学している者には3万円を給付するもの。また、就学のため町外から田上町に転入をいたしまして、田上町から就学しているという学生に1人1万円を給付するものでございます。

10節需用費のほうで9,000円、こちら消耗品、用紙代となっております。

11節役務費5万9,000円、こちら通信運搬費ということで、郵送料ということで計上させていただいております。

次の93ページに移りまして、18節の負担金補助及び交付金ということで910万円。こちらのほうが、大学等就学支援給付金となっております。こちらの対象者については、今回予算計上の数字といたしましては、自宅通学者を70人分、自宅外通学者を280人分の計350人分を見込んだ数字となっております。

以上でございます。

社会文教常任委員長（今井幸代君） それでは、説明が終わりました。

ここで、少し休憩を挟みたいというふうに思います。

午後2時45分 休憩

---

午後2時56分 再開

社会文教常任委員長（今井幸代君） それでは、定刻となりましたので、会議を再開いたします。

今ほど保健福祉課より、先ほど質疑の中で新型コロナウイルス関連に関して町への寄附をいただいた部分の一覧が配付をされておりますので、皆さんにご報告申し上げます。

それでは、歳出についての質疑に入ります。ご質疑ある方。

13番（高橋秀昌君） まず、一言苦言を言っておきます。こういうのは当然にしてこういう形で出すというのは、習慣化していただきたい。

幾つかある中で、ひとつ教育委員会に伺いたいのですが、教育委員会は今突如としてGIGAスクールを今年度中に申請したいとしましたが、保護者の方々や、それから子どもたち、こういうところにもきちっと要求といいますか、声を聞いての対応なのかどうか。私は率直に今聞いてびっくりしたのは、すごく早急なイメージを受けたのです。確かに国はそれを推進しています。しかし、やるにはやっぱり慎重にやるべきではないかと。なぜなら、恐らく数千万円の投資が必要だと思うのです。では、どういうときに使うのだとなれば、今回みたいなときですよ。当然また流行するだろうということ予測されますけれども、例えばライフラインが切れた場合、電気が来なかったらもう使えなくなるという、そういう状況もあるわけですから、私はそういうことを入れることに反対ではないけれども、もっと慎重にしっかりと住民の意思を確認して一步步前へ出るということ抜きに、もう期限が今年までだから今年やるというのは私は甚だ危険だと。つまり何でかということ、国は今年までと言って督促をするけれども、そんなに全国的に広がらなければ、また必ずおまえたちもっとやれやといってもっと補助率を上げるなりするのです。これは、国のやり方なのです。そこで伺いたいのですが、今このGIGAがスクールを取り上げている学校どのぐらいあるのか、伺いますが。

教育長（安中長市君） 今の高橋委員の質問にお答えいたします。

GIGAスクールというのは去年からこの構想が始まって、事務方には説明がするありました。でも、最終的な説明はこの3月か4月かとの間もお話をしたのですが、今度の新型コロナのことで延びていってしまいまして、ついにその説明会を持つことができなく、5月11日の日に2時間20分ぐらいにわたって文科省の方が、大変よく分かっておられる方だと思うのですけれども、ユーチューブの中で説明を

しました。今日この出してプリントの一番最後のページは、その説明をしたもののプリントの一部ということになっています。田上町としては、大変子どもたちに1人に1台タブレットというのは大事なことだと思っていたのですが、一番最初にまず学校の中の環境をよくしなければいけないと。Wi-Fiができるようにすると。今は限られたコンピューター室とか、会議室とか、そういうところにしかないのですね、Wi-Fi機能が。それで、まずそれに今年度までに手を挙げなさいと。今年度の調査が来たときで手を挙げなければ、この1人1台の端末は参加できませんよと言われていたのです。今年度で最後だと言われていたので、手を挙げる方向で考えていました。手を挙げて令和3年度から令和5年度、このプリントでいいますと2枚目でしょうか、ちょうど真ん中のところにあるのですが、令和元年度と書いてありますが、実質的には令和2年度から令和5年度の間全部の学年に1人1台ずつ渡るように、各学校で3学年ずつとかというふうに考えてくださいというふうに言われました。早いところでは、今年度中に入れようかというふうに考えていたところもあると聞いています。田上町もこういう状態になって、今年度からも例えば中3と小5、小6だけでもという気持ちになっておったのですけれども、5月11日のその文科省の発表で今年度しかも補助金はありませんと、そう言いました。この受け止め方が、言葉ですので大変難しく、文書はここに載っている最後のページの①というところの小5、小6、中1に加え、残りの中2、中3、小1から小4までの全てと、この言葉だったのですが、この言葉が今年度で本当終わりなのだろうか、来年から補助金がないのだろうかということでも県にも確認をしましたし、文科省にも問合せをしました。県のほうの答えは、まだちょっとはつきり分からないということでした。それから、先週の早い段階ではそれぞれの市町村に確認をして、これは本当にこれで終わりなのだろうか聞いたのですけれども、いや、これで終わりなのではないかというふうに考えている教育委員会と、まだよく分からない、これでは判定ができないということで、先週の段階では確信が持てませんでしたけれども、今週になって今年度限りで終わりだということです。それから、そのときに、来年はもありませんと、そういう言い方を動画の中でその方おっしゃっているのです、ないのだというふうにどの市町村の教育委員会も受け止めています。

それで、私ができる限りでは、ほとんどではなく、多分全ての市町村が今年度タブレットを申し込むのではないかというふうに言われています。高橋委員がおっしゃるように大変お金のかかることですので、早急に決めていいのかと言われると、私もそのとおりだという気持ちも十分ありますが、その説明者の方が、これたくさ



んお金がかかるので、今までは1人1枚のタブレット、端末と言ったほうが良いと思うのですが、端末をその市町村でそろえるということは、市町村長の住民に対する説明責任があったのだけれども、今回のことで今度なぜ1人に1台端末を与えないのかと、その説明責任が市町村長に問われると、そのような強い言い方をしていました。

それからもう一つ……

(国が言っているんだらうの声あり)

教育長(安中長市君) はい。

(そんなこと聞いていないんだの声あり)

教育長(安中長市君) もう一つ、最後にお話しします。

それから、今回の休業になりまして、両小学校、それから中学校もそうですが、PTAのほうからそのオンライン授業をする準備をしてくれ、オンライン授業ができるように早急に対応してくれと非常に強い要望がPTAのほうから上がっていますし、じかに私も聞いています。この状況の中では、教育委員会としましては、お金の大変かかることなのですけれども、今年度環境のほうに手を挙げ、1人1台の方向で進んでいきたいと思っています。

以上です。

13番(高橋秀昌君) まず、私が伺ったのは、新潟県はほとんどが入ると、入れるのだということですね。2つ目は、保護者の皆さんからも同意を得ているのだと、だから進めるのだということですよ。よろしいですね、それで。

教育長(安中長市君) 同意といいましても、お一人ずつにお聞きしたわけではないですが、昨日の町のPTAの連合会、会長、副会長、それから幹事の方が集まるのですが、そここのところでもオンライン授業を一日も早くできるような環境を整えてほしいと言われましたし、両小学校からも、中学校のほうからも、PTA会長とかPTAの担当の方々から早くそれを実現するように動いてくれというふうに言われています。

13番(高橋秀昌君) そうすると、経済的にまだインターネットに加入していない世帯が少ないけれどもあるということですから、町がそういうふうに強力に進めるということはそういう家庭でも町の責任で導入するということに受け止めますが、そういう方向でよいでしょうか。

2つ目に伺いたいことは、今こうしたことについては突然に早急に進めると言っていますが、私の記憶に間違いなければ、田上小学校と恐らく羽生田小学校には今

年度食堂棟だと思っただけけれども、冷房が入るといふ国のあれが当初予算なのか、その後の補正なのかちょっと私は定かではありませんが、その情報を持っておられると思っただけけれども、なぜ今度の臨時会を出してこないのかと。つまりもしこの機会を逃せば6月議会になりますよね。そうすると、工事だって恐らく1か月かかり、最も暑いときに、欲しいときにそれが使えないと。佐野町長が当選した直後に、全ての学校の教室にクーラー入れようとあれだけ頑張っ、しかも夏になる前にそれ実現させようといふことで、恐らく町長はただ単に国に文書通知ではないと思っただけです。恐らく直接行って、直接要請をしてきたがゆえにこれだけ早く実現したと思っただけです。普通そういうことを、町長が既にそういう経験を持っておられるわけですから、普通で考えればこの6月に補正を出し、安心して子どもたちが食堂で食事ができる状態をつくれるはずなのに、なぜ今回出さなくて、まだ先の国が今年やらなければ認めないといふことについて早急に出していながら、こういう目の前にもう予算化されているものさえ出さないといふのは、私がどうも教育委員会の考え方が理解できないのですが、これはなぜなのでしょう。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 空調の関係でございますけれども、国のほうから内定はいただきました。新聞のほうにも出ておりましたので、その辺は間違いない数字で……

（これ当初予算で出ていたんかねの声あり）

教育委員会事務局長（小林 亨君） 当初では上げていないですが……

（補正なんだの声あり）

教育委員会事務局長（小林 亨君） 補正です。それで、金額固まらないうちにちょっとなかなか出せないといふことで、今現在金額固める作業中でございます、それがまとまりましたら上げたいといふことで今考えておまして、この5月の臨時会には少し間に合わなかったといふことでご理解のほういただきたいと思っております。

13番（高橋秀昌君） そうすると、今回に出せなかった理由も明確なわけではないですか。そうすれば、明らかに町長が当初の挨拶か、あるいは特別に時間をつくって議会にも報告すべきでしょう。そういう大事なこと何もやらないですよ。そういう必要な手順をやらないで置いて、今回は額がはっきりしないから出せませんでした。でも、普通過去に町長が予算を導入したときの経費があるわけですから、そこからだってある程度見込めるわけでしょう。しかも、今回は今補正で出されたと言いましたよね。当初予算に出したときは補助率が結構低い、3割程度。でも、補正で出されると、補助率は同じかもしれないけれども、その起債が100%効く可能性が

あるのです。極めて有利な予算がついたと見るべきではないかと私は思っているのです。

それはともかくとして、そうしたそちらのほうの価格設定ができないために出せないなら出せないなりに、やっぱり新聞報道が既にされているのですから、直近の議会でその旨の報告があつてしかるべきなのです。それ質疑を受けない限り黙っているというつまり悪しき習慣、議会が質問したこと以外はしゃべるなという過去にあった悪しき習慣が今でも行われていると言わざるを得ないのです。これに対してどうですか。

教育長（安中長市君） 私も、両小学校の給食棟ではなくて、何と云うのだっけ。  
（ランチルームの声あり）

教育長（安中長市君） ランチルームと云うのですけれども……  
（ランチルームと云うのの声あり）

教育長（安中長市君） はい、ランチルームと云うのですけれども……  
（給食棟もそうらろの声あり）

教育長（安中長市君） まあ給食棟のことなのですけれども、ランチルームと云うのですけれども、その件についてはお伝えすべきかどうか大変迷ったのですが、金額がはっきりしないのはやっぱりまずいだろうということで、多分もう一度6月議会の前にこのGIGAスクールも含めてお話をする機会があるのではないかと考えておりました。今日お話しすべきだということでしたら、そうだったかもしれません。大変申し訳ございません。

13番（高橋秀昌君） いいですか、既に新聞に出ているわけでしょう。それを直近の議会で報告もしないというのは、率直に言えばあなた方の怠慢に該当するか、もしくは議会軽視と言われるのです。議会は執行者が提案したことを賛成すればいいのだという発想ですよ、それは。私たちは決して町長の足引っ張ったり、教育長の足引っ張る目的でここにいるのではないのです。双方に違った感覚、違った視点で物を述べ、そしてよりいいものつくっていかうという発想です。ところが、肝心な情報は握っているけれども、何も出さないと。問われたら、いや、予算設計ができていませんから。そんなのだったら初めから6月議会冒頭で、実はこうなのだけれども、予算の具体的な中身について計算まだできていないので申し訳ないと、それぐらいの釈明あつて初めてでしょう。でも、それだって率直に言えば何で計算できないのだと。既に明らかに予算額が明確になっているわけだから、県に問い合わせれば分かるはずでしょう。それを今になってもまだ分からないなんてこと自体が私は不思議

議でしようがない。今の時代ですから、メールでも何でもつかめるのではないですか。非常に何か議会に対して不親切というか、誠意のない対応としか思えないのです。この意見は、決してあなた方に対する攻撃ではないのです。よくするための意見、つまり批判なのです。これしっかりと真摯に受け止めてもらいたいのです。見解を求めます。

教育長（安中長市君） 高橋委員のおっしゃるとおりだと思います。反省をして真摯に受け止めます。

（町長は知っていたのの声あり）

（知っていたか問われているよの声あり）

（質問しないと答えられないの声あり）

社会文教常任委員長（今井幸代君） そういうことです。

12番（関根一義君） 教育長いろいろ弁解らしきこと言っていますけれども、これは町長は知っていたのですか。

町長（佐野恒雄君） 承知をしておりました。今、教育委員会のほうの教育長のほうからお話がありました。しっかりと事業費を押さえた中での提案というふうなこともありましたけれども、私としてはもちろん承知はしておったのですけれども、今回の新型コロナウイルスの関係、これに集中をしたいということもありました。いずれにしても、そうしたはっきりとした金額的な事業費がなくても、そうしたことの報告だけはするべきだったのではなかったかなと反省はいたしております。

1番（小野澤健一君） 私は、プレミアム飲食券と商品券、これについてちょっとお尋ねをしたいというふうに思っています。

前回の全協の中でいろいろ質疑をさせていただいて、大分当初よりはよくなってきたのではないかとということで、私としては賛成をしていきたいなというふうに思うのですけれども、その中で気になることがありまして、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

実はプレミアム商品券の、釈迦に説法になるだろうと思うのですけれども、プレミアム部分というのは税金で賄うわけですね。そうすると、購入者は実質的な減税になるし、買わない人は増税というような形になります。いわゆる税にも不公平が生じるというような形になるかと思えます。ただし、購入に関しては各自の自由意思の下で買う、買わないということがありますので、そういった税の公平性の議論は許容の範囲かなというふうに思えます。ただし、非常に気になるのが、購入対象者が町内外を問わずというふうな形になっている部分でございまして、田上町

の税金を投入をして町外の人がそれを購入をするということになりますと、田上町町民との間で税の不公平性が生じるのではないかというふうに思います。例えばお祭りとか各種イベントで税金が使われて、不特定多数の人が参加をするというようなことと本質的に違ってしまっていて、ダイレクトな税金投入と、それを享受する形になるわけでございます。この件について、町としての見解をお伺いをしたいというふうに思います。町としての見解。課長ではない。できれば町長か副町長からご返答いただきたい。

副町長（吉澤深雪君） 税の公平性ということでそういうご指摘であります。確かにそう言われるとそういう気もいたしますが、今までのプレミアム商品券の取扱いが町外の方にも販売したということで、前例に倣って今回は提案をさせてもらったということでもあります。ただ、積極的に町外には宣伝ということは考えておらずに、やはり町内向けにまず宣伝、それから販売等を開始していきたいというふうに今は考えております。

1 番（小野澤健一君） ちょっと弱いなというか、私は田上町と田上町町民以外の人の公平性をどのように確保するのかということをお聞きをしたわけで、それについて残念ながら明確な回答ではないなというふうに思っているのですけれども、公平性を100%確保できる政策もあれば、そうではないものもあると思うのです。今回こういった形で100%確保できなかった政策なわけですけれども、それについて例えばこうこうこういう理由があるからこうなのだという説明を私はちょっとお聞きをしたい。分かりますかね。本来であれば公平性が担保、確保されれば一番いいのだけれども、それが実質的にこういう形で町内外を問わず販売をするに至ったその出資というか、その考え方をお聞きをしたいというふうに思うのです。

町長（佐野恒雄君） 公平性ということを考えれば、今小野澤委員の言われるところもあると思います。一面、私は今回この10万円の定額給付金が下りてきて、このお金だとかく町の小売店、町の事業者のところにお金を落としてもらいたい、こういうことが一番まずは大きな狙いといいますか、趣旨です。そうした中で、町外の人からもこの町の小売店、事業所を知ってもらい、これは町でしか使えないプレミアム券ですと、当然のことですけれども。やはり町外の人がそのプレミアム券を使って町の小売店を利用してもらい、そのことによって町の小売店を知ってもらいということも、これも大事なことなのではないかなと思っています。いろいろと小売店も、それぞれ今回の新型コロナの関係だけではなくて、日頃から非常にオリジナルな購買者に向けての積極的にいろんな工夫を凝らして、事業、商品を並べたりなん

かしています。そういうことを町外の人からも町内のそうした小売店を利用してもらうことによって町内の事業を知ってもらう、ああ、この店もこんなことをあれして、こんな商品があるのだなということを知ってもらうという意味においては、今回町外の人からもプレミアム券を買ってもらうという一つの利点はあるのではないかなというふうに思っています。

1 番（小野澤健一君） ありがとうございます。いろいろなお考えがあるので、どれが正しくてどれが間違いというのは実はないのですけれども、明確なそういった目的があって、あるいは趣旨があってやるのであればいいのですけれども、私もプレミアム商品券についていろんな本を読んだりとか、いろんなの調べました、実は今回。前回からもそうなのですけれども、そうするとやはり地域外に販売するケースって非常に珍しいのです。なぜかというと、プレミアム商品券というのはやはり地元の経済の押し上げと、経済振興の大体2つが目的になっているわけです。今回の場合、振興だとかもう押し上げどころの話ではなくて、要は死ぬか生きるかの中です。だから、当然経済の下支えとして有効に機能してもらうしかないわけで、その力を発揮する中で、例えば田上だけの力では足りないので、ほかの市町村の力も借りなければ駄目なので町内外にしましたとか、そういった明確なもう少し力強いお言葉があれば一番よかったのかなというふうに思っております。いずれにしろ、発行部数がそれなりの発行部数になっていますので、それをいち早く売りさばく、いわゆる消費予約をいち早く確立をしていただいて、使ってもらうという施策に持ってってもらいたいと。したがって、もうここ今日の議会でも承認になれば、もうすぐ今日から印刷のゴーサイン出して次から次にやるというような形が必要かなというふうに思っています。

そして、あともう一つ、参考にあじさい商品券の概要が書いてございましたけれども、大分前の商品券ということでもありますけれども、私は地域循環型の経済を確立をする中で、今回のようにこういった税金を投入したお金が地域外、いわゆる田上町外にキャッシュアウトをしない策を講じる必要があるだろうというふうに思っております。したがって、過去に複数回プレミアム商品券の発行実績があるわけがございますけれども、直近には購買者を限定したあれありましたけれども、まあ参考であるその田上町あじさい商品券、これの総括、例えば全部売り切ったとか、あるいは使用先が1か所に偏ったとかどうだとか、そういう何か総括があったらお聞かせをいただきたいと思うのですが、課長どうでしょう。

産業振興課長（佐藤 正君） 参考までにつけた田上あじさい商品券、プレミアムつき

の商品券であります。そちらのほうでは概要といいますか、私に分かる範囲でちょっとお話しさせていただきたいと思います。

この商品券につきましては、発行総額が全体で6,000万円、5,000セット売ったという形になって、そこにも添付資料をつけていますし、販売額1万円のところプレミアム分が2,000円ということで1万2,000円の額面の総額で売らせていただいて、4か月有効期間ということでさせていただいて、1人5セットまでという形でさせていただきました。実際に販売先の日付のほうは、平成27年7月28日に販売をしております。完売なのですが、瞬く間に実は売れまして、販売3日で5,000セット完売しているという状況でございました。利用期間は3か月、平成27年7月28日から10月31日までの間利用期間という約3か月取らせていただいて、実際に売れたのですが、使っていただいた方の関係で回収金額につきましては6,000万円ちょっと割りまして、5,988万7,000円が実際利用していただいたと。したがって、11万3,000円ほど利用されなかったということで回収率99.8%という形になっています。そういった形で、あと町内の事業所のほうに利用させていただいておりますので、ちょっと回答になったかどうか分かりませんが、以上です。

1番（小野澤健一君） 大分前の話なので、当時の課長等も代わって、記録にあるかないかあれなのですが、私一番懸念しているのですが、その特定業者の独り勝ちと、こういう状況というのは見られたか見られないか、これいかがですか。

産業振興課長（佐藤 正君） 特定業者といいますか、町内のほうの事業所当然幾つかあるわけではありますが、確かに一番多いところだとやはり全体のうちの20%ぐらいのシェアを占めているということもありますし、個人の商店でも大分健闘しているということも正直ございます。ただ、なかなか私もこのプレミアム商品券を出すに当たって、過去のこともよく分からなかったものですから、商工会のほうにちょっとお聞きしました。商工会のほうの担当のほうも、地元になかなかこういった商店といいますか、こういったスーパーみたいなものがあまりないものですから、やはりそういうスーパーみたいなところを今回の商品券の対象にしないと、なかなか券の売れ行きがどうも芳しくないというような話も、電話でもよく照会があるそうです。どこどこは今回のプレミアム商品券使えるのだろうかねということで、過去今までやった中でもそういった照会もどうもあったというふうに聞いています。だから、利用者に対して利用の制限を行うということはなかなか正直難しいという状況は、私ども思っております。ただ、何とか地元の商店も頑張らせていただいて、できればそういったところにお金を落とさせていただきたいという思いもありますが、

なかなか制限ができないというのが実態でございます、以上であります。

1 番（小野澤健一君） 最後にします。

今言われるように、やはり自由経済なので、いわゆる一部の経済活動を阻害するというのはこれはできない、あるいはやってはいけないことだろうというふうに思うのですけれども、経済の基本的な部分で地元の資金量、これの流通量を一定量確保をしなければ経済はうまく回らないと。これは皆さんに対しては釈迦に説法のような話になると思うのですけれども、町外資本が独り勝ちをするとどういった現象が起きるかということ、当たり前なのですけれども、地元で回っている資金を吸い上げて、いわゆるほか、田上町外へ資金をシフトする、そういった状況が出るわけでありまして。したがって、地元の資金量、いわゆる通貨供給量が減れば、これ当然経済減退のこれ主な要因になるわけでありまして。したがって、本当に地元の循環型の経済を目指すのであれば、なかなか決定的な処方箋はないとは思いますが、今のこういった状況について指をくわえて見ているわけにはいかないだろうというふうに思うのです。その中で、ではどういったものがあるかと先ほど課長からもお話があった地元の商店でも、頑張っているところがあるというような形。したがって、必死になって知恵と工夫、こういったものを講じていかなければいけないと、私はこういうふうに思っているのですけれども、町、いわゆる町長あたりも地元循環型経済云々とお話をされるわけですが、今言ったようなこういった形で自由な経済活動を阻害をしろとは私は決して申し上げませんが、極力地元資本の商店あるいは小売、こういったところにお金が回るようなこういった策、これを今後例えば講じていきたいと、あるいはこういうふうな予定があるのだと、こういうのがあったらお聞かせをいただきたいというふうに思います。

町長（佐野恒雄君） 大変難しい問題だというふうに捉えています。1 つには、また町民の方々の購買、どこで買いたい、その店を利用したいという、そういう希望というのでしょうか、そういうものもあろうかと思えます。そういうことを考えるとなかなか、確かに売上げを今回のこうしたプレミアム券をやることによって非常にばらつきが出てくる、このことは確かにあると思えます。それはさきのあじさいプレミアム券のときを見れば当然想定もできる場所ではあるのですけれども、非常にそういうところ今小野澤委員がおっしゃられるように、ではどうやったら本当の地元の小売店のところにお金が落ちてくる、今それではどういったものがあるというの私自身に案はありませんけれども、そういうこともしっかりとこれから検討していきたいなと思えます。



2番（品田政敏君） 幾つかあるのです。プレミアム商品券について、これ先回の全協のときに、いわゆる町に落ちるということで、多分藤田委員だと思いましたが、ここに事業所があるという関係に絞ってみてはどうかという話もあって私も賛同した経緯があるのですが、その辺は検討されたのでしょうか。

それから、この追加があるのです。（4か月）になっているのですが、これどう見たって5か月ですよ。これはどっちが、6から10が正しいのでしょうか、4か月が正しいのでしょうか。

産業振興課長（佐藤 正君） 最後のまず質問からお答えします。

最後の質問については、実質プレミアム商品券のほうは4か月見たいということで、結局簡単にこれからのスケジュール申し上げますと、例えば今日議決をいただいたとしたら、まず当然これから商品券の印刷の作業に入らなければ駄目です。それから、結局商工会のほうである程度これから、町内の事業所で使えるという形であったとしても、実は町内の事業所の中でも今まで商品券の販売やってきた中で、いや、私参加したくないやという人も中にはいたりするのだそうです。したがって、やはり町内の事業所のほうにある程度、私参加してもいいよというような形で、そういった今回の商品券を使ってもいいよという事業のほうの洗い出しをするわけです。だから、洗い出しをしたり、その後あと金融機関のほうに換金の依頼もしたり、いろんなことしなければ駄目なので、そうしますと恐らく6月に、6月の頭からではなくて6月少し入ってからこの事業がスタートすることになるかと思えます。そこから4か月ということで考えていますので、だから中途半端になるかもしれませんが、最低4か月は取りたいということで、そうしますと例えば仮に6月10日からやるということになると、7、8、9、10で4か月だと10月に入るので、10という形で表記させていただいたものがそれですので、そういう形でちょっとご理解いただきたいというふうに考えています。

最初の質問のほうは、すみません……

（何事か声あり）

産業振興課長（佐藤 正君） 大型店だとか、そういった部分の店舗については、先ほどちょっと小野澤委員からもお話がございましたとおり、実は利用する方が町内でお買物をするという場所がなかなかそんなに多くないものですから、やはり今回の目的的にはまず券を全部売りたいと。早くに券を売って、少しでも早くお金を回していきたいという考え方もあるので。そうしますと、その大きい店舗を排除するという考え方にはならないので、基本的にそういった店舗も一応仲間に入りたいとは

思っていますが、ただ前回のプレミアム商品券のときもそうだったのですけれども、プレミアム商品券を券からお金に換えるとき、要は換金するときに換金手数料の部分で若干率を上げた形で普通の小売店との差をつけさせていただいておりますので、今回も同じような形で対応してまいりたいというふうに考えています。小売店はお金は、換金手数料は例えば取らないのだけれども、300平米以上の小売店舗については換金額の例えば2%とか2.5%取るとかというような形で、今回も前回と同じような形の対応をしていきたいというふうに考えているところであります。

以上です。

2番（品田政敏君） 説明ありがとうございました。ということは、これはミスプリでは、まずは使用期限については7月になるかもしれないからと、だから7、8、9、10と数えて4か月ということなのですね。これがほら前の、最初のプレミアム飲食券のものも5か月で6から10になったりなんかしたものだから、私はどういうミスプリかなと。

それと、確かに最初の小野澤委員の中で、3か月で完売しましたと。完売する、それは大したものだというその辺の兼ね合いを課長なり考えているので、やはり押しなべてこの事業者でないところも含めるという説明でしたので、納得しました。

それから、教育委員会教育委員の、先回の全協のときに、いわゆる大学というのは義務教育ではないのだと。やっぱりそこら辺では町長の言う一番困っている人とかなんかいう面では、もう私も含めて、小野澤委員も含めて、義務教育でないところにこれ一番困っているというような補助をするというのもおかしいのではないかと。私も現にそう思いまして、これ全く話違いますけれども、BSNで四、五日前にやはりこの問題が新潟市内のインタビューでありました。私格好だけではないのですけれども、私は私なりのツイッターの中で、おまえらのようなやつにこんな補助金やるのではないというふうに思った。その子の風体から見たら、もう水色みたいな頭して、それから……

（何事か声あり）

2番（品田政敏君） 分かった、分かった。

それで、今当時の私らの全協のときの話も含めまして何か検討したところがあるのかないのかお聞かせ願いたい。

教育長（安中長市君） 大学は義務教育ではないというご意見はもっともだと思うのですけれども、新聞やテレビでいろいろ報道されているように、アルバイトが可能な

い、しっかり学べない、国のほうも今度大学生にも援助をするというふうに言っていますし、やっぱり必要なのではないかという判断をさせていただきました。

社会文教常任委員長（今井幸代君） 品田委員、質問の趣旨お願いいたします。

2番（品田政敏君） その辺では、やっぱり国とのほうの問題も国会のほうでもやっています。となれば、奨学金等もやっても、例えば奨学金をもらえるだとか、そういうものを含めて判断すれば、私はもう十分とは言わないけれども、町がわざわざここに一番困っている人だというふうな判断で手を差し伸べるつもりでいるのでしょうか、この委員の中にも該当者いますので、それはありがたい、ありがたいと思う人もいますけれども、それはちょっとやっぱり考え直してもらいたいと思っていたのですが、やはりそこまで考えることはなかったのでしょうか。

副町長（吉澤深雪君） 確かに国が後追いになって今問題が大きくなってきたところで、苦学生に対して奨学金なり、今10万とか20万とかというような話がついこの1日、2日で出てきました。それは私どももそういう今国、県がやっていないことをやはり何とかやらなければいけないなということで検討してきた結果であり、それはあくまでも国がその学生に対して行うものは、かなり収入の少ない世帯というのがまず基本になるものですから、そういう意味で私どものほうとしては、先回の全協でもお話ししましたとおりに、0歳から中学生までは児童手当の上乗せがあり、高校生についてはそもそも授業料については国のほうでもう無料化を開始するものですから、この辺のほうをやはり光を当てていきたいということで、前回提案ということで、お話ということで説明させていただいた上で、さらに今回議決いただいた上で進めていきたいということでもあります。

3番（藤田直一君） このプレミアム商品券、ぜひとも議会のほうの承認を得ることができましたならば、早め早めの段取りをしていただいて、支援に向けていただきたいと思います。

ただ、お聞きしたいのが2つあります。1つは、この商品券の購入に当たりまして町外の人もあるわけでありますが、先ほど小野澤委員も言われているように、税金の投入もしているわけです。できたら、町内の皆様は何月何日から少し早めの期間の購入受付をしていただいて、そしてあとはまた町外の人もというぐらいの私は町内の皆さんへの憂慮……

（優遇の声あり）

3番（藤田直一君） 優遇策をまた考えてもいただければありがたいかなとも考えております。

それから、今回町長がこうやってご支援策を出した。これがぜひ私は成功する、またみんなよかったなと思うと思います。しかしながら、町長、これから先これでよかったなの満足だけではなく、引き続きこれがもし第1弾とするならば、第2弾の支援策も具体的に今どうだ、何をしようかというのは考えがまだ具体的にはないにしても、今後第2、第3の支援策も状況を見ながら考えなければならないのか、そんなお考えがありましたらお聞きをしたいというふうに思います。

2点。

町長（佐野恒雄君） 前回の全員協議会の席上でもお話を申し上げました。今回の支援制度が全てそれで十分な支援だというふうな捉え方はしてはおりません。そういう中で、これからまたどういうふうな形になるか分かりませんが、そういうこともしっかりと取り組んでいきたいなと思っております。

産業振興課長（佐藤 正君） 今回のプレミアムの飲食券、それから商品券につきましては、委員おっしゃるとおり、やっぱり早めの段取り心がけたいというふうに思っています。ただ、先ほどちょっと申し上げましたが、券の印刷、券も金券でございまして、印刷に少しお時間、土日をはけるとやっぱり1週間ぐらいかかるというふうに聞いておりますし、あとそれこそ今度商工会との段取りとか、あと参加していただく商店の関係だとかもろもろ入れますと、どうしても6月の中旬になろうかと思っています。実は商工会との話の中では、今回飲食券と、それから商品券が2つ出るということで、金額も違いますから混乱することもありないのかもしれませんが、若干同じ時期で売ると、あれっ、どっちの券買いに来たのだろうかみたいな話になると困るので、飲食券のほうを先に販売をしたいというふうには思っていました。藤田委員のおっしゃるとおり、先ほども小野澤委員からも話がありましたが、例えば町内の人に少しでも早く、少し時間をずらして売るということも場合によって可能かと思えます。商工会のほうに話ししまして、商工会以外のところでも買えるという形にするわけですが、まずは先行で商工会で販売して、商工会で販売するときにはもう町内の方限定、例えば3日遅れで普通の、ほかのところのお店でも買えますが、そこは例えば町外も含めて買うという配慮は十分できるかと思えますので、できるだけ町内の方からも買っていただいて、町内にも、町民の方にも恩恵が受けられるような形、できるだけ配慮をしたいなというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

以上です。

4番（渡邊勝衛君） 私からG I G Aスクールについてお聞きします。

令和元年度と令和2年度で約4,600億円の予算がついたわけでございますけれども、田上町の現状についてお聞きします。

小学校、中学校、そして先生方を入れた場合の端末の台数は全体の台数でどのくらいになりますか。

それと、今当然、先ほども言いましたように、国から4,600億円というような状態で各学校のほうに配布されるわけでございますけれども、国からの補助金、そして当然町の負担も出てくるとは思います。いろいろ保険料とかもありますので、それは今の時点でどのぐらいの金額になるか、分かりましたら聞かせていただきたいとします。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 今ほどのご質問でございますけれども、端末の台数につきましては令和元年度の児童生徒数で727名となります。金額につきましては現在精査中ではありますが、端末1台につき4万5,000円の補助という形になりますので、その内輪で収まることはないのかなと。若干というか、かなり付け足しも必要になってくるということのご理解をお願いしたいとします。

ネットワークの関係につきましても現在精査中でありまして、金額については後ほどお知らせしたいということで説明させていただきましたので、よろしくお願ひします。

4番（渡邊勝衛君） 今ほど説明いただいたわけでございますけれども、いつ頃に正式なデータが出てくるか分かりますか。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 現在早急に取り組んでおりますので、いましばらく時間いただきたいとしますので、お願ひいたします。

13番（高橋秀昌君） 地域経済の循環に関して、先ほど小野澤委員からのご指摘がありました、関連して伺っておきたいのです。

課長の答弁では、なかなかプレミアム商品券を、あの店はいいけれども、この店は駄目となかなか言いにくいのだとご意見でしたよね。実際に私も聞いてみたら、具体的な商店名は言えませんが、床面積の大きいところの人駄目よと言われてたら私買わないわと言われてしまったのです。それちょっとショックを受けて、そのとき私が思ったのは、今度の町長の狙いのプレミアム商品券は、田上町にいわば根づいているというか、いわゆる家族的な商店の皆さん、この皆さんを大きく支えていきたいのだという、大きくとってそんな大きなお金ではないのですけれども、支えていく姿勢として出されたのだというふうに理解しているのです。その理解、町の狙いをどうやって町民あるいは職員から理解してもらうかというのは、

やっぱり宣伝しかないような気がするのです。皆さん10万円もらったのに、それ使ってくれでは絶対駄目だと。むしろ今日新型コロナウイルスで大変な状況になっているこの地域の経済を町民の皆さんから支えてもらいたいと、そのためのプレミアム商品券だと、ぜひ皆さんの地元の商店を使っていただきたいと。もちろん本田上でいえば、地元の商店といえば床面積の大きい店もありますけれども、そういうことで真の町の願い、狙いをこれどうやっぱり伝えていくかというのは、私はそこには一貫した宣伝の筋道をインターネット上、いわゆるホームページの金曜日に組長が配る資料の中にも繰り返し、繰り返しやはり提起をしていくということがすごく大事なのではないかと思うのです。決して長の命令で、役場の職員はその10万円をそこに使いなさいとか言えないわけですから、そんなこと言ったら大変なことになるわけですから、そういった考え方はやっぱり広く皆さんになるほどというふうに分かっていたかということが、すごい大事ではないかということを目指しておきたいと思います。

2つ目に指摘をしたいのは、私は今度の町の計画の国の策はともかくとして、私ははっきり言えば国の策は少な過ぎると。でも、町の努力についてどう評価すべきかを見ました。このときで、私は田上町が売上げ50%未満の事業所、個人経営、ここにやはり支援しようというのは、額はそんな大きくないけれども、この思想はすごい大事なことだと高く評価したいと。なぜ高く評価するかと。私のところで県下でこのウイルス対策の各自治体の動きが、全部ではないのですけれども、来ます。見てみると、なかなか田上のような例がないのです。大体国の政策に上乘せするという例はいっぱいありますけれども、それ以外においてその市町村独自のものもありますけれども、ここでやっぱり重要な5%でも減った人に支援しようというこの姿勢は私高く評価したい。

それから、もう一つ評価したいのは、独り親家庭、子どもさんたちがまだ18歳にならないその子ども、家庭にやはり思い切って5万円ずつやりましょうというのは、私評価したいと思うのです。

そこで、全体として、あまり褒め過ぎると悪いので、全体として私が、総務課長よく知っていると思いますので、伺いたいのですが、私は町独自にやられたことの点は8項目あるのです。それを合計したら町独自でお金を出すのは1億4,783万円出すと私は計算しましたが、まずこれに間違いはないかどうか、総務課長、お願いします。

総務課長（鈴木和弘君） 先ほど池井委員に今回の新型コロナでどれだけだというふう

な話で、私は国の施策も含めて一番大きいのは1人10万の定額の給付金だと思います。そういうのを除くと確かに今高橋委員がおっしゃる部分でいうと大体1億5,000万円ぐらいかなというふうなのは、そういう認識は持っています。

13番（高橋秀昌君） 町は町独自で1億4,726万3,000円を今計画しているのです、今回の平成元年度を除いて。そこで、田上町の議会各派は協議を行って、ここが出る以前に真水で第一次として1億円ぐらいは出せるのではないかと。第二次としてもう1億円は可能だし、また必要ではないかと、ここで一致しているのです。その中でそうやって見てみますと1億4,726万3,000円を町が独自に出しますが、国は1兆円の地方創生臨時交付金を決定しましたので、8,300万円余りが国から交付されます。今、町がこの8,362万3,000円を100%認可させる努力をしていただきたいと。そこを差し引くと実質町は真水で6,364万円の町の実質負担をやることになります。もちろん相当努力しないと国の交付税に全額認めてもらえないという問題ありますが、そこはやはりプロにやっていただきたい。そうすると、田上町の議会側としては何とか1億円、つまりあと4,000万円近いお金を出してもいいではないかという考え方があります。

そこで出てきたのが、町長が拒否した水道料金です。私は田上町のみんなが困っているのだという認識です。もしこれ田上町がやったら、田上でよその県には言えないものすごいいい姿勢ではないかと思って見ていたら、もう既に見附市は6か月分の基本料金を免除しますという方針出しました。さらに、妙高市も6月から10月の5か月分を免除しますと。さらに、新発田市も免除しますと、5か月分ですね。さらに、十日町市が同じように基本料金を半年分免除しますと、こう出ています。しかし、幾つもの市は出していますが、町村クラスでは、町村自体少ないですから、まだないのです。私はここに議会が言っている水道料金を一定月基本料金を下げることに決して議会のわがままで言っているのではなくて、ほかの市でも実際に全ての町民に支援策として出しているという事実があるわけですから、町長が本当に困っている人という本当にというところに力説しないで、議会がやっぱりみんなに、田上町長の姿勢として、田上町の姿勢として、全員にわずかでも支援しようという立場からぜひとも次のときに、今回はもう無理ですから、第二次の段階でぜひ前向きに検討してもらいたいというふうに考えているのですが、これについてのご答弁をお願いします。

町長（佐野恒雄君） 冒頭に大変お褒めの言葉をいただき、まさかこのお褒めの言葉だけで終わるわけではないなと思ったら、案の定大変大きな要望が出てまいりました。

まあ確かにといいますか、国の交付金八千何がしがもちろん、それに当然全てが該当する努力はしなくてはならないと思っていますけれども、全てが該当するかどうかはこれは分かりません。

それと、やはり一番心配しているというか、これ町自体の経済が減ってくることによって、午前中でしたか、総務課長の話がありました自主財源の関係であるとか、交付税の関係であるとか、決して楽な予算の状況ではないことも想定されます。そういうことを踏まえながら、状況を見ながら、またこれから本当に今回提案をさせていただいたこのことで全てが終わるわけではないと思っていますし、状況を見ながら検討していきたいなというふうに思っています。

13番（高橋秀昌君） 久しぶりに町長の前向きの姿勢を聞いてすごくうれしいです。町長が心配されるのよく分かります。先ほど総務課長が言ったように、こんなことをして来年は交付税が減らされるのではないかという不安もあります。でも、大事な点は県にも国にも突き上げるしかないのです。これだけ自治体頑張っているのだから国は出せと。今国がどんどん、どんどん一次補正、二次補正やっているでしょう。あの新型コロナの検査体制も変えているでしょう。あれみんな世論なのです。黙っていたら駄目なのです。やはりどんどん要求していく。そして、田上町長は、田上町は住民のために可能な限り努力しているという姿を見せるということが大事だと思いますので、ぜひ努力していただきたい。

12番（関根一義君） 私も議論に参加したいと思いますが、まず私が今回町の皆さんから提案を受けている独自支援策、5ないし8件という話もありましたけれども、どのように受け止めているかということですが、私はここはよその自治体と違うなというふうに受け止めているのが、今回の独自支援策の考え方、位置づけ、あるいは大きく言えば理念が明確に打ち出されているということが大きな特徴だと思います。私は今回提案されている中身につきまして、ただいまも高橋委員からも話がありましたように、一次支援策として受け止めて私は賛同をしたいなというふうにずっと考えておりました。今も変わりはありません。

ただ、一言だけ申し上げておきますと、先ほども話がありましたけれども、10万円給付のイメージを町長も冒頭の提案のところでも話がありましたけれども、そういうイメージをにじませておりますし、プレミアム商品券の発行の位置づけについてもそのようなことが述べられています。私は町民全体が参加できるような、そういう支援策を打ち出すということについてはそれは異存ありませんけれども、先ほど話がありましたように10万円支給されているのだからそれを積極的に活用すると



いうか、それを要するに町の政策に還元すべきというふうな、そういうことは、それはやるべきでないというふうに考えています。私も要するに30万円の給付金を出すといったときに30万円給付の考え方については反対しました。言ってみれば10万円一律給付をすべきだという立場に立ちました。それはなぜかということなのですけれども、この10万円一律給付の考え方というのは私たちが国に求めた考え方は違う。どうも国の、安倍政権の考え方は不純過ぎます。30万円を10万円にしたその転換点が不純過ぎるといふふうに受け止めていますけれども、私たちが求めたのは、新型コロナウイルスの感染の渦中に置かれている町民あるいは市民、こういう人たちにどう応えるのかという視点で要するに一括給付を求めたわけです。そこからしてもその10万円の一括給付、こういう考え方からしても私はそのことをもって町の施策に抛出をさせるようなそういう言動というのは厳に慎むべきだと。しかし、一方ではそういう給付がされているわけですから、これを何とか協力を求めるということについてはこれいいと思います。でも、あまりにも度が過ぎるとこれは趣旨に反するというふうに思いますし、町民の不評を買うというふうに思いますから、それは十分気をつけてやるべきだというふうに私は思っています。

それから、2点目ですけれども、私はこういうふうに考えています。町の運動として当然、私はバイ田上運動を起こそうではないかというふうに提起しました、議会の中でも。そういうことからしたら、要するに運動としてやるのはベターだと、こういう立場にも立ちました。そこにこういう場でこういう発言するというのはちょっとなじまないかも分かりませんが、後の互助会というのですか、教育委員会の局長が会長をしている互助会というのがあるらしいですけれども、そういうところで積極的に問題提起をしていくということについては、これはあっていいというふうに思いますけれども、町民に対して度が過ぎたような発言は慎むべきだということは申し上げておきたいと思います。あまり声高にしないでほしいよということも申し上げておきたいと思います。新たな矛盾を生まないようにすべきだということも申し上げておきたいと思います。

それから、もう一点だけ申し上げておきたいと思いますが、先ほど高橋委員から水道料金の減額を検討すべきだという話がありましたけれども、これも重要な視点だと思いますけれども、残念ながら今回打ち出した田上町における独自支援策の考え方からして、これは対象から外したということについては、私はそのことについては理解をしています。そこで、第二次補正額が組まれていくと思いますけれども、その段階でどのような中身が検討されていくのかというのは重要だと思います。こ

の間の議論の中で教育長が話をしてきたのは、要するにオンライン施策です。これを第二次の中で、どこまでどういうふうな形で組み入れていくのかというのは大事だと思います。

もう一点は、最近マスコミなんかでどんどん出てきていますけれども、こういう新型コロナウイルスの感染対策をやっている中で、新たな日常だとか、新しい生活様式だとかというのが議論されている中で、近々予想をしなければならない要するに災害対応です。避難所対策をどう取るのかというのも、二次補正の議論の中では大事な視点だと思います。これが2つ目です。

もう一つは、近い将来田上町においては現象が現れてくるというふうに心配しているのは、いわゆる従業員、労働者の解雇の問題です。今はまだそこまで至っていない。若干はあるのかも分かりませんが、町民の中の不安感として大きくなっていないというのは、事業者の皆さんもそれなりの努力している。雇用調整基金を活用して雇用をつなぎ止めているという努力がなされているということだと思いますけれども、しかしこれが長引けば事業者の皆さんもそれをもって雇用も守り続けるということは、不可能になる時点が来る可能性があるということからしたら、田上町における町民の雇用問題というのも、二次補正の中では重要な視点だというふうに思っていますから、そういうのもぜひ検討していただいて、二次補正の中でぜひ町民に対する思いをさらに明確にさせていただきたいというふうなことを申し上げておきたいと思います。町長のお考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

町長（佐野恒雄君） もろもろのご指摘といたしますか、ご意見ありがとうございました。その中で、今関根委員がおっしゃられたこれから迎えるといいますか、時期的に非常に心配されるのが災害、いわゆる避難所と避難所の中におけるウイルスの感染防止、これをどういうふうにやっていくのかという大きな問題がこれから出てくると思います。県のほうからも市町村に対して取り組みの話は出ております。避難所の数を増やすとか、知人、親戚関係に避難の場所を要請するとか、いろんな形で出ておりますけれども、昨日は本当にちょっとびっくりしましたけれども、長岡地域のほうで警戒、洪水警報が出ました。もうそんな時期に来ているのだなということを強く感じたわけですが、そうしたことも含めてしっかりとこれから対応していかななくてはならないなというふうに思っておるところであります。

6番（中野和美君） 先輩方が締めてくださったところにすみません。また、G I G A スクールのところ質問させていただきたいのですが、端末数を727台用意したいということで、掛ける4万5,000円しますと3,271万円。先日伺いましたランニ

ングコストは1年間に1台につき3,000円ということは、727台掛けますとこれで218万円。端末だけでそれだけの経費がかかりまして、そうしますとこの学校ネットワーク環境の全校整備というのをしますと、これが金額ちょっとまだ計算ができていないということが出ていないのですが、私が心配するのは、Wi-Fiというのは目に見えないわけなのですが、この携帯一つもそうなのですけれども、持っている、体につけていることで脳に影響があるとか、生殖器に影響があるとかということを言われています。目に見えないので、それが本当かどうかは分からないのですが、ある外国の大学ではそういう研究がされているということだけは聞いていますが、実際にどのように影響があるのか分からないのですが、その中で学校に学校全体をシェアするこのWi-Fi環境というのは、本当に子どもたちの体に大丈夫なのだろうかというのを私は心配しています。この5Gになって本当に心配している医療機関の方もいらっしゃるので、5Gになるとなおさら電波が強いということになりますので、私はその辺を、目に見えないのですが、ちょっと怖いなと思っております。そんなのも含めまして、私は1人に1台端末というのはとても将来の子どもたちにとって素晴らしいことだと思います。ただ、固定された学校のところにネットワーク環境をつくったところで、学校にそれが、ネット環境があったところで家とのやり取りはできないわけなので、そのほかの今いろんなモバイルルーターが出ていますので、それを学校に置くことによって、毎日オンラインで授業するわけではないと思うので、全時間オンラインで授業するわけではないと思うので、この日のこの時間は何年生、この時間は何年生もしくは何年何組というような形を取ると思うので、そうなりますと全校にWi-Fi環境を置く必要はないのではないかと思います。そして、そういうふうなことを考えていくと、この全校整備ということも考えていくと、初期投資2,000万円では済まないと思うのです。この727台掛ける4万5,000円でも3,271万円なので、この3年、4年にかけて分割して2,000万円という計算なのか、ランニングコストも数百万円ということで、本当に年間1台につき3,000円の727台で218万円なので、それ以外にネットワーク環境の電波代というか、利用料というのがかかると思うので、すごい金額になるのですが、この辺のところもこの1ページにありますランニングコストの確保を踏まえたというふうにあるので、どの程度確保を踏まえたのになるのかということもまたちょっと調べていただいて、お聞かせいただきたいと思いますが、もし分かるところまででよろしいので、大体この全校整備というのはどのぐらいになりそうなのかを聞かせてください。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 今ほどのご質問ですけれども、先ほども申し上げ

ましたように、現在精査中ということでご理解をお願いしたいと思いますが。

6番（中野和美君）　そうしますと、すごい金額になりそうなので、よく調べていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

それで、水道料等の配慮のこととか、先ほどからもお話に上がっていますプレミアム券の配慮のこと、よろしくお願ひいたします。

9番（熊倉正治君）　私もちょっと時間が気になるのですが、2点だけお願ひというか、お聞きをしておきたいのですが、この対策自体は私は町村レベルで考えれば大きい対策になっているのだろうと私自身は思います。1つお願ひなのですが、ホームページの中で町の対策いろいろ載せてありますけれども、どうせであれば予算額載せたほうがいいのではないですかね、はっきりと。どこかの受け売りではないですけども、そういうふうになっているところもあります。だから、町の独自支援策と国、県の制度に上乘せをしている町の予算分ぐらいは対策の中の一覧表のようなものを作って、ぜひ予算額は入れておいたほうが町民の目にも見えるし、分かるのではないかなというふうに思いますので、ぜひそういう取組をお願いしたいと思います。

それと、基本的な問題なのですが、今対策の話いっぱいしていますけれども、ウイルスの感染対策も今新しい生活様式なんて言っていますけれども、PCR検査もいろいろあちこちでできるようにはなっているとは思いますが、なかなかその検査自体が、ではこの町の中で何人が受けているのかなんていう情報が実際事務局のほうで分かるのかどうか、そのことが公表できるのかどうか。あるいは、陰性、陽性の結果というようなものが分かっているのかどうか。今後緊急事態宣言が終わって、6月1日がちょうど2週間ぐらいの時期になるのかなと思いますが、また感染が広がっていくというようなことになれば、その検査の方法ですとか、その情報の開示というものがよく不平不満やそういったものにつながっていくような、批判につながるようなものになっては困ると思いますが、そういった情報が開示できるのかどうか。それで、今そういったものがあって公表できるのかどうか。その辺も今後まだまだ続くわけですから、そういったものもどのような取組になっているのか、開示できれば聞かせてほしいと思いますが。

保健福祉課長（渡邊 賢君）　PCR検査につきましては、毎日三条地域振興局の企画振興部からメールが入ってきます。基本的に午前中の検査、午後の検査ということになっておりまして、午前中、11時までに検体が持ち込まれれば午後3時頃判明すると。午後3時までに検体が持ち込まれれば、翌朝9時に判明するという流れになっております。それで、実際のところ田上町で検査どのくらいいるのかということに

つきましてでございますが、そのメールの中でこちらで数えています。今のところ、落ちがあるかもしれませんが、8名前後ぐらいの方が田上町でPCR検査しております、これは公表してもいいということでお話を受けております。当然ながらこの8名の方は全員陰性でございます。ただ、この8名の方が濃厚接触なのか、医療機関の紹介でそのPCR検査を受けたのかというものまでは分かりませんが、8名ぐらいの方がPCR検査、田上町で受けているということが今のところの実態でございますので、よろしく願いいたします。

2番（品田政敏君） 教育委員会になのですが、今中野委員からもありましたが、教育長は、高橋委員が言ったみたいに国のやり方にどうだこうだというのちょっとその辺はまだ分かりませんが、私は基本的には教育長前にも話したとおり、3年、5年のスパンでもうこういう時代が来るよという話をしたという経緯もあります。そこで、今回その補正の中で14万2,000円の使用料、これ借用料等ルーター10台分というふうに説明がありました。これは、ここのところをと、要は今回71億円、全体の中のであれですけども、学校整備の中入っていますよね。これも含めてというと、これはまたダブルということなのですか。あえてまたここでもって補正出した意味を聞きたいのですが。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 今回、使用料及び賃借料ということで、ルーターのほうを10台分ということで予算計上させていただきました。これについては、オンライン学習の試行、試しを行うということで10台分の予算を確保させていただきました。どうしてもその話をしていくとGIGAスクールという部分でお話がつながってくるということで、併せてGIGAスクールのお話も少しさせていただいたところであります。

教育長（安中長市君） GIGAスクールについては、これから手を挙げて予算を組んで、出して、そして承認をいただいとということで、ずっと先の話になってしまうのです。今この日にこの14万円だけなのですけども、認めていただければすぐに契約をして、各学校で何ができるか一生懸命検討したいと思っているそのお金です。お願いいたします。

社会文教常任委員長（今井幸代君） では、私から、何点か質問させていただきます。

まず、プレミアム商品券、飲食券に、両方に係るのですけれども、前藤田委員のほうから、町民のほうを優先販売できるような、そういった期間を設けてほしいというような部分と関連するのですが、今ほど産業振興課長の答弁の中から、以前3日で全部販売完了してしまったといった経過もあったと思います。実際に商

工会の販売は平日9時から5時ということで、実際に現役で仕事をしていらっしゃる方は、なかなか買えないといった現状があります。実際にすぐに売り切れてしまったときに、買ったかったのに買えなかったですというふうな声を、私は実際に子育てしていらっしゃる世代の方から非常に多く伺っています。そういった部分の配慮を含めた優先的な販売の方法を検討していただきたいなというふうに思います。実際に販売事業所、小売店での販売も委託をしていくと思うのですが、そういった部分を商工会だけに限らず、町内の小売での販売等も町民の皆さんが身分証明書を提示するような形で、優先的に購入できるような期間を設定するというのも一つかもしれませんが、しっかりと外に仕事出ている町民の方が買えるような配慮を重ねていただきたいなというふうに思います。

それが1点と、事業継続緊急支援金に関して伺いますが、持続化給付金を申請した方は従業員数に応じて上乗せ支給、そここのところに至らない方は売上げ減少の割合に応じて支給額が決定されると思うのですが、持続化給付金を申請したか否かという情報というのは町として把握ができるものなんでしょうか。というのも、例えばこの事業継続緊急支援金を受けました。受けたのだけれども、その後売上げの減少が非常に進んで行って持続化給付金を申請することにしましたとなったときに町が、基本的にはそうなった場合は返す、受け取った部分を返還していただきねという形になると思うのですが、そういった部分の情報を町として確認できるようなすべというのはどういったものがあるのかなというのが単純にちょっと分からなかったもので、その部分がどういった形での確認というか、把握になるのか、お聞かせいただきたいなと思います。

産業振興課長（佐藤 正君） 国の持続化給付金等々の受給されているかされていないかという確認なのですけれども、やはり聞き取りしかないのかなと思っています。直接やはりその申請された方に直接確認をして、当然今回重複での受給はできないのですよという話もする中で、もしその後急激に売上げが落ちて国の持続化給付金がもらえるよと、そちらもらったほうが例えばお金的にも有利になると思いますから、そうなれば、当然そういうことがあれば返していただきますよという話もさせてもらって、結局そういうやり取りをしながら確認していかざるを得ないのかなというふうに思っていますので。あと、特別どこに聞いてそれを教えてくれるかという、多分教えてくれないのだろうなと思っていますので、そういうやり方しか今のところないのかなというふうに思っております。

社会文教常任委員長（今井幸代君） そうですね。実際に持続化給付金はオンライン

で申請になるので、なかなかどの事業所が持続化給付金を申請したのかという情報を町として得るということは非常に難しいと思うのです。そうすると、正直者がばかを見るではないですけども、基本的には町の事業所の皆さんのことを信じていないわけでは全くないのですけれども、非常にこういった中で困窮をして、虚偽ではないのですけれども、虚偽の申請等があることも、ないこともないのだろうと。そういった部分の確認ができるような体制は、やはり町として整えておく必要がやはりあるのだろうというふうに思います。そういった部分はどういった方法があるのかちょっと私も分かりませんが、商工会と連携をしてそういった情報収集だったりとか、そのあたりの確認、何かしら少し確認ができるような体制は構築をしていただきたいなというふうに思います。

産業振興課長（佐藤 正君） 今回の町で単独でやります事業継続等の緊急の支援金の関係につきましては、申請者のほうから結局売上げを証する書類というの持ってきていただきます。したがって、国の持続化給付金もそうであります。結局2020年の1月から12月までの売上げ、それから前年の売上げということで、場合によってはそれ全部持ってきてもらえれば、見ようによっては50%落ちていけば、ああ、これ国の持続化給付金受けられるから、むしろこれ例えばそちらの申請されましたかとか、こちらのほうを申請していないのであればしてくださいとかという話も場合によってはできるのかなというふうに思っているのです。そういう意味で添付の書類の部分で少し事業所にお話をしながら確認して、できるだけそういうことのないように、当然我々聞き取りの中で探るしかないのですが、そういう形で対応したいというふうには思っています。

以上です。

社会文教常任委員長（今井幸代君） ここ痛しかゆしの部分で、確認しようとする申請までの手間がかかってしまったりという非常に難しい部分もあるので、仮に虚偽の申告をしたものに関しては少しペナルティーをつけて返還をさせるとか、罰則ではないのですけれども、そういった部分がもしかしたらあってもいいのかな。そういった形を担保することによって、申請をスムーズにするというようなこともあり得るのだろうと思いますので、方法に関しては皆さんのほうでまとめていただきたいと思っておりますけれども、そういった部分懸念をしているという部分を捉えていていただきたいなというふうに思います。

あわせて、様々な町の独自支援策が出たのですけれども、これらに関してはオンライン、例えばメール等の申請等を受け付けるのか。受け付けられるような形にな

るでしょうか。町はそういった部分は非常に遅れているのですけれども、例えば町のほうで申請書をホームページに上げて、そこをダウンロードして必要書類等は、例えば写真であったりとかPDF等でメールにて添付して書類を送る、そういった部分の取扱いというのは可能なのでしょうか。実際に学生なんかは、町内学生、就学等で町内に住所を持つ学生なんかだと、やはりそういったオンライン申請等ができる就非常にやりやすくだろうと思います。メール申請ですよ。そういった部分の配慮もしていただくといいのではないかなと思うのですが、そのあたりの申請の仕方に関しては、郵送や持ち込みをもちろんのこと、そういったメールでの申請の受付というのはどのように考えておられるのでしょうか。

産業振興課長（佐藤 正君） 私どものほうの事業継続等の緊急支援金の関係につきましては、当然申請書のほうはホームページ等にアップしまして、事業所の方からそれをダウンロードしていただくなりまして、簡単な様式ですので、記入していただいて、私どもはメールで受理するというのではなくて、添付書類もありますし、聞き取りという部分もありますから、基本的には郵送ないしは直接来ていただいてというふうに、直接持ってきていただいて、相談していただいて提出というふうに考えております。できれば新型コロナの関係もありますので、大体郵送していただくのが一番よろしいのかなというふうに思っておりますが、そのように考えております。

以上です。

社会文教常任委員長（今井幸代君） いや、すみません、郵送はいいわけですよ。聞き取り調査をするから窓口に来ていただきたいという部分は理解をするのですけれども、そういう部分を郵送だと全くしないケースもあるわけですよ。資料だけ出してということでもオーケーということですか。そうすると、では郵送とメールの申請何が違うのだというふうな話になってくると思うのですけれども、そのあたりってどうでしょうか。

産業振興課長（佐藤 正君） 少なくとも取りあえずさっき言ったとおり、申請書はホームページのほうにアップして、それをダウンロードして作成するという話になるのですが、メールでの受付というのは基本的に考えていません。町は基本的にはそれをダウンロードしていただいて、作成して、関係書類も入れた中で郵送もしくは、不備な書類もあるかもしれませんが、基本的にはそれを例えば持ってきて相談していただいて、こちらで受理するといういずれかの形にしたいと思っております。

社会文教常任委員長（今井幸代君） 大学関係とかそういった部分の寄附金等も同じよ



うな考え方でしょうか。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 大学等支援給付金については、現在は郵送もしくは持ち込みということで考えております。

保健福祉課長（渡邊 賢君） 独り親等の関係でございませけれども、対象者がもう決まっていますので、それはもう郵送ということで考えております。

社会文教常任委員長（今井幸代君） 独り親等は対象者のほうにそういった通知を送るというような形になると思うのですけれども、基本的な手挙げ式ですよ。大学等給付金等に関してはその対象が分かるわけではないので、こういう制度をつくりました、申請してくださいねという方向だと思うのですけれども、メールでの申請を、オンライン化をどんどん進めていきたいと思いますよと国のほうでも進めて言っている中で、そういったメールでの受付が逆になぜできないのかということがちょっと分からないのですけれども、なぜ受け付けられないのでしょうか。受け付けられない明確な理由があるのでしょうか。今までやったことがないからやらないということなのか、それとも何か明確な整合性の取れる理由があって、メールでは受け付けられないということなのか、その辺をしっかりと説明をしていただきたいのですが。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 当然こちらのほうで申請書に押印の上ということで記載してございまして、それによってメールでの受付というのは、押印という扱いはならないのかなということで、今郵送もしくは持ち込みということでさせていただいております。

社会文教常任委員長（今井幸代君） 新型コロナに関連して、そういった本当に押印自体が必要なのか、本当に判子文化もどうなのかという議論も今ある中ですよ。基本的に様々な申請をオンライン化していきましょうという流れの中でメールを受付けないという、その押印がなければいけない。例えば事業所等で角印が、きちんと事業所印が必要とか、そういった部分なら分かるのですけれども、認め印の、要は三文判を押すような押印をしなければいけないからメールで受け付けられませんというのは、新型コロナ対策の支援策としては私はちょっと違うのではないかなと思うのですが、そのあたりはやはり再検討するべきだと思いますが、いかがでしょうか。

教育委員会事務局長（小林 亨君） それについては、では今後検討をしていきたいというふうに考えております。

社会文教常任委員長（今井幸代君） それでは、ほかにご質疑ある方よろしいでしょうか。

（なしの声あり）

社会文教常任委員長（今井幸代君） それでは、歳出に対する質疑は終了いたします。  
それでは、これをもちまして連合審査を閉会いたします。ありがとうございました。

---

午後4時34分 閉 会

田上町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和2年5月20日

総務産経常任委員長	小	嶋	謙	一
社会文教常任委員長	今	井	幸	代